

序 文

亀ヶ岡石器時代遺跡は近世より、田小屋野貝塚は明治期より知られた著名な遺跡であり、いずれも大学や博物館等により度重なる発掘調査が実施されてきました。その結果、縄文時代の暮らしや精神性を理解するための重要な成果が両遺跡で明らかとなり、昭和19年にはともに史跡指定を受けました。その後、令和3年には両史跡を構成資産に含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録され、両史跡の有する人類共通の価値が認められています。

一方で、隣接する両史跡は、史跡指定後も指定地の宅地化や農地化、指定地周辺の土砂採取が進行し、その保護に向けた取り組みは課題とされてきました。近年では、史跡の位置する屏風山砂丘地において大型風力発電施設の建設が進み、史跡をとりまく周辺景観の変化も加速しています。

つがる市では、以上の課題への対応、さらには史跡の追加指定をふまえた新たな保存・活用体制の構築などを目的として、平成21年に両史跡の保存管理計画、令和3年に保存活用計画を策定しました。

このように、両史跡の調査研究や保存・活用の歩みは軌を一にするものであり、整備についても同様の取り組みが望まれているところです。

つがる市では、両史跡を一体的に整備・活用していくため、令和4年度より有識者委員会の指導助言や地元地区住民との意見交換会等をふまえて計画づくりを進めてきましたが、この度「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚整備基本計画」の策定に至りました。今後は本計画に基づく整備を着実に進め、より多くの方々に両史跡の価値を理解していただけるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にご指導をいただきました史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存整備検討委員会の委員各位、文化庁及び青森県教育委員会、そして日頃より多大なご理解とご協力をいただいている館岡・亀ヶ岡地区の皆様並びに遺跡に関わる多くの市民の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

つがる市教育委員会
教育長 山谷 光寛

例 言

1. 本書は、青森県つがる市木造館岡沢根75番ほかに所在する史跡亀ヶ岡石器時代遺跡（しせきかめがおかせっきじだいいせき）及び同木造館岡田小屋野1番ほかに所在する史跡田小屋野貝塚（しせきたごやのかいづか）の整備基本計画書である。
2. 本計画の策定事業は、つがる市が主体となり、令和4・5年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、令和5年度青森県縄文遺跡群整備費補助金の交付を受けて実施した。
3. 本計画の策定は、「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存整備検討委員会」を開催して審議された内容をふまえ、つがる市教育委員会が行った。
4. 本計画の策定に関わる業務はつがる市教育委員会文化財課が担当し、策定支援業務を有限会社ウッドサークルに委託した。
5. 本計画の策定にあたり、文化庁文化資源活用課、青森県教育庁文化財保護課の指導・助言を得た。また、下記の諸機関のご協力を賜った。記して謝意を表する。
青森県立郷土館、千歳市教育委員会、外ヶ浜町教育委員会、慶應義塾大学文学部民族学考古学研究室、NPO 法人つがる縄文の会

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚整備基本計画書

目次

第1章 計画策定の経緯と目的	(2) 亀ヶ岡石器時代遺跡の構成要素と その概要	53
第1節 計画策定の経緯	1	
第2節 計画の目的	2	
第3節 計画の範囲	2	
第4節 計画期間	3	
第5節 委員会の設置・経緯		
(1) 委員会の設置	4	
(2) 審議の経過	4	
第6節 関連計画との関係	5	
第2章 計画地の現状	第5節 指定地の状況	
第1節 自然的環境	(1) 土地の所有関係	62
(1) 位置・地勢	(2) 公有化の経緯	62
(2) 地形・地質	第6節 史跡の公開活用のための諸条件	
(3) 植生	(1) 公開・活用等の取り組み状況	71
(4) 気候	(2) 地元住民等の公開・活用に 対する要望	75
第2節 歴史的環境	(3) まちづくり計画との関係	79
(1) 市内の埋蔵文化財	第7節 広域関連整備計画	80
(2) 指定・登録文化財	第8節 現状と課題	
(3) 館岡地区の歴史	(1) 両史跡に共通する事項	81
第3節 社会的環境	(2) 亀ヶ岡石器時代遺跡に 特有の事項	87
(1) 人口	(3) 田小屋野貝塚に特有の事項	88
(2) 産業	第4章 基本方針	
(3) 交通	第1節 基本理念	95
(4) 地域資源	第2節 基本方針	
(5) 法的規制	(1) 地下遺構・遺物の保存	95
第3章 史跡の概要および現状と課題	(2) 遺跡・遺構の表現	95
第1節 史跡指定の状況	(3) 活用と交流の場の創出	95
(1) 指定に至る経緯	(4) ガイダンス施設の新設	95
(2) 指定の状況	(5) 周辺環境の保全	96
第2節 史跡の概要	(6) 段階的な整備	96
(1) 亀ヶ岡石器時代遺跡の調査成果	(7) 体制の構築	97
(2) 田小屋野貝塚の調査成果	(8) 自然・歴史遺産及び文化的施設 との連携	97
第3節 史跡の本質的価値	第5章 整備基本計画	
(1) 両史跡に関わる本質的価値	第1節 計画範囲全体の地区区分と 動線計画	
(2) 亀ヶ岡石器時代遺跡の 本質的価値	(1) 地区区分	98
(3) 田小屋野貝塚の 本質的価値	(2) 動線計画	98
第4節 構成要素の特定	第2節 亀ヶ岡石器時代遺跡の整備	
(1) 構成要素の区分	(1) 全体計画と地区区分	100
	(2) 遺構保存に関する計画	101
	(3) 現状構造物の取扱い	101
	(4) 動線計画	101

(5) 造成に関する計画	102	(3) 低湿地の水位・水質観測	148
(6) 遺構の表現に関する計画	107	第9節 公開・活用に関する計画	
(7) 修景及び植栽に関する計画	114	(1) 広報・情報発信	150
(8) 管理施設及び便益施設に 関する計画	115	(2) 体験活用	151
第3節 田小屋野貝塚の整備		(3) 学校教育との連携	151
(1) 全体計画と地区区分	117	(4) 地域との連携	151
(2) 遺構保存に関する計画	118	(5) 調査研究	151
(3) 現状構造物の取扱い	118	第10節 管理・運営	
(4) 動線計画	118	(1) 管理・運営体制	153
(5) 造成に関する計画	121	(2) 運営計画	153
(6) 遺構の表現に関する計画	123	(3) 管理計画	154
(7) 修景及び植栽に関する計画	130	第6章 事業計画	
(8) 管理施設及び便益施設に 関する計画	130	(1) 事業工程	155
第4節 案内解説施設計画		(2) 事業実施の考え方	155
(1) 案内解説施設の構成と意匠	132	資料編	157
(2) 多言語対応	135	引用・参考文献	163
(3) バリアフリー対応	135		
第5節 ガイダンス施設に関する計画			
(1) 施設の目的	138		
(2) 施設の機能	138		
(3) 駐車場	141		
(4) 施設の配置	141		
(5) 施設の概要	142		
(6) 展示計画	144		
(7) 多言語対応	145		
(8) バリアフリー対応	145		
(9) 運営計画	145		
第6節 周辺環境の保全に関する計画			
(1) 環境保全範囲	146		
(2) 環境保全計画	146		
第7節 地域全体における関連文化財等 との有機的な整備活用に関する計画			
(1) つがる市の関連文化財等との 活用連携	147		
(2) 世界文化遺産「北海道・北東北の 縄文遺跡群」との活用連携	148		
第8節 整備事業に必要となる調査等に 関する計画			
(1) 発掘調査	148		
(2) 植生調査	148		

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

つがる市木造館岡きづくりたておかに所在する史跡亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は、近世あるいは明治期から知られた著名な遺跡である。亀ヶ岡石器時代遺跡は江戸時代より完形土器や土偶の出土で知られ、明治期以降、大学や研究機関等により繰り返し発掘調査が実施されてきた。特に、低湿地から出土する保存状態の良好な各種の遺物は東北地方の縄文時代晩期の基準資料として重要な位置を占め、日本考古学の発展に大きな役割を果たしてきた。田小屋野貝塚は、明治期以降の調査により円筒土器文化期の遺跡として注目され、日本海側に位置する貝塚を伴う集落遺跡として希少価値を有している。

この2つの遺跡は至近の距離に位置するとともに、いずれも戦時期までに破壊が深刻化していたことから、館岡村では昭和9(1934)年に史跡指定申請を行っており、両遺跡は昭和19(1944)年6月26日に史跡指定を受けている。

両史跡は主要な年代や性格が異なるものの、学史的な経緯や文化財保護の取り組みにおいては軌を一にする点も多いことから、つがる市教育委員会では両史跡の一体的な保存管理の施策を目的として、平成21年に「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画」を策定し、史跡公有化事業や史跡内外の範囲内容確認調査等を実施してきた。

その後、これまでの調査成果の総括およびその再評価と周知を目的として、つがる市教育委員会では平成28年に『田小屋野貝塚総括報告書』、令和元年に『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡総括報告書』を刊行した。これにより遺構・遺物の分布がより詳細に把握され、昭和19年の史跡指定範囲を大きく越えて保護すべき範囲が広がることが判明したことから、つがる市では史跡追加指定の意見具申を行い、平成29年には田小屋野貝塚、令和2年には亀ヶ岡石器時代遺跡の史跡追加指定を受けている。

平成21年の保存管理計画策定後、両史跡を取り巻く周辺環境および社会情勢も大きく変化してきている。周辺環境の大きな変化としては、史跡の立地する屏風山砂丘地びょうぶさんにおける大型風力発電事業の開始があり、史跡自体の保護に加えて、その周辺景観を含めた保全体制の構築が大きな課題となっている。社会情勢の変化としては、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録が実現するとともに、遺跡を地域の歴史的資源としてより積極的に保存活用する動きが加速している。

つがる市教育委員会では、このような状況を踏まえて、平成21年に策定した保存管理計画を改定し、令和3年に「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画」を策定した。保存活用計画では、史跡追加指定後の現状に即した適切な保存管理のあり方や現状変更等の取扱基準を定めるとともに、近年の調査成果も踏まえて本質的価値と両史跡を構成する要素を明確にして、その価値を広く社会に普及させ、文化財による地域づくり・人づくりを推進していくための活用、整備、運営・体制について基本方針を定めている。

第2節 計画の目的

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は主要な年代や性格が異なるものの、同様の周辺環境に適応し、存続期間が重複、連続することから、保存活用計画では保存管理、活用、整備等に関して両史跡の一体的な方針をまとめている。

「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚整備基本計画」（以下、「本計画」という。）においてもこの方針を引き継ぎ、両史跡を有効に活用するために一体的な整備を目指して本計画を策定する。計画の対象時期は、田小屋野貝塚が縄文時代前期、亀ヶ岡石器時代遺跡が縄文時代晩期とし、両史跡の本質的価値とともに、史跡の立地する屏風山砂丘地周辺の環境変遷や遺跡の特徴を伝える整備を実施するための計画とする。

第3節 計画の範囲

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚はいずれも、日本海沿いに南北に延びる屏風山砂丘地の東端部に位置し、津軽平野に面していることが大きな特徴である。津軽平野は縄文海進時に「古十三湖」が形成され、田小屋野貝塚で集落が営まれた縄文時代前期にはヤマトシジミ等の水産資源がこの内水面から獲得されていた。その後の海退期においても、亀ヶ岡石器時代遺跡が営まれた縄文時代晩期には遺跡付近に湖沼域が広がっていたと考えられ、この湖沼域を含む周辺地域において狩猟・漁労活動が営まれたことが分かっている。このように、両史跡の立地する屏風山砂丘地の丘陵部と、その東側に広がる津軽平野は、縄文時代の暮らしや景観をイメージさせる重要な自然環境である。このため、つがる市では令和2年6月に「つがる市景観計画」を策定し、亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚とその



図1 亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚位置図

周辺景観との調和を目指して「特定景観地域」を設定しており、本計画においては両史跡および周知の埋蔵文化財包蔵地のみならず、「特定景観地域」を含めた範囲を取扱うこととする。

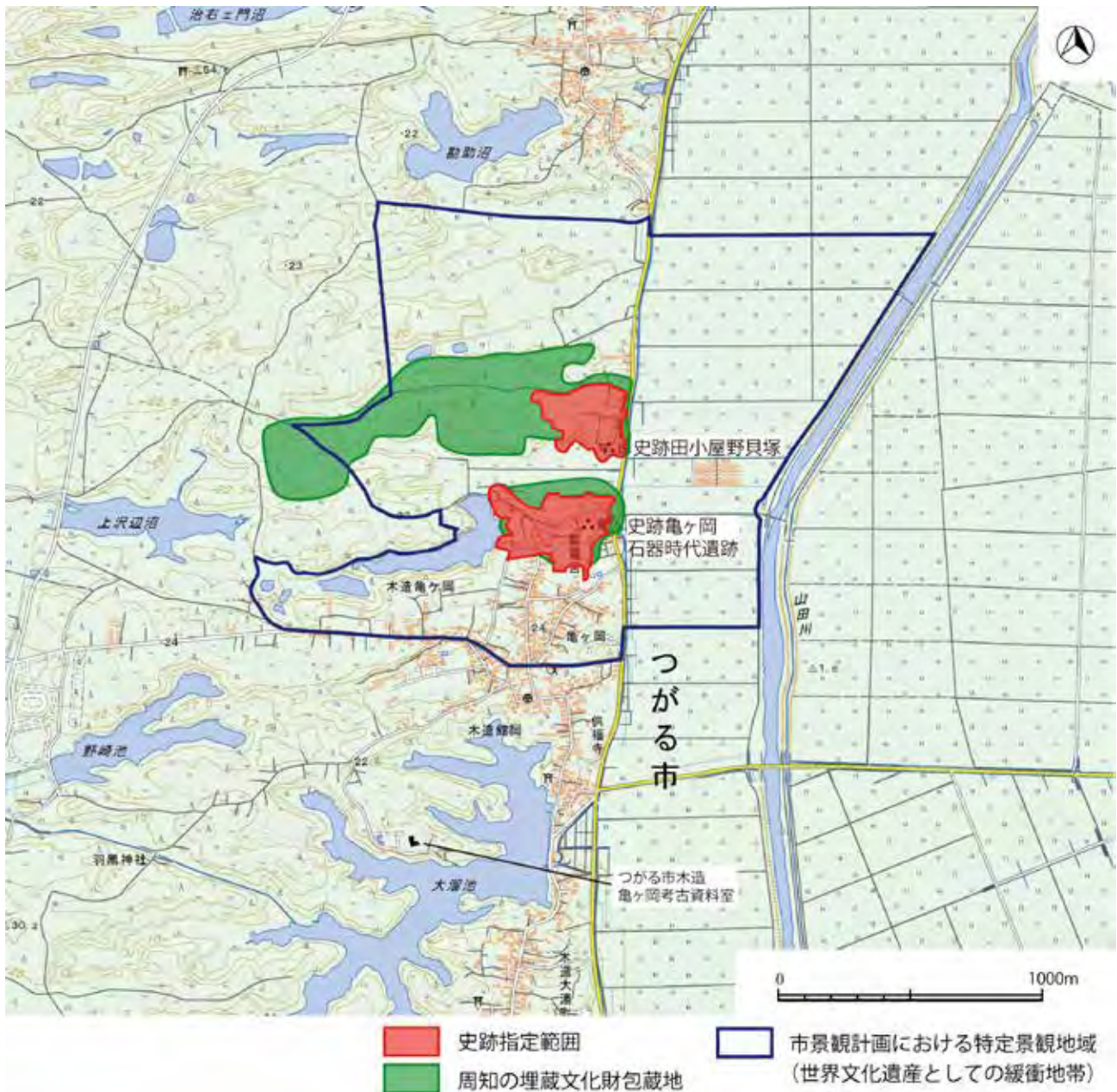


図2 本計画の範囲図

第4節 計画期間

本計画（亀ヶ岡石器時代遺跡については第1期整備計画）の対象期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日とする。なお、計画期間は事業進捗・社会情勢の変化等による適宜の見直しを行うものとする。

第5節 委員会の設置・経緯

(1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、考古学、史跡整備、世界文化遺産、植生、保存科学、文化財科学等に関する学識経験者と遺跡活用団体の代表者からなる「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存整備検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を令和4年度より設置し、指導・助言を受けた。

【検討委員会委員】

	氏名	所属等	分野
委員長	工藤 竹久	元八戸市博物館長	考古学・史跡整備
		八戸市文化財審議委員	
副委員長	岡田 康博	三内丸山遺跡センター所長	考古学・世界文化遺産
委員	関根 達人	弘前大学人文社会科学部教授	考古学
委員	吉川 昌伸	古代の森研究舎代表	植生
委員	石崎 武志	東京文化財研究所名誉研究員	保存科学・文化財科学・地盤工学
		東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター客員研究員	
委員	川嶋 大史	NPO法人つがる縄文の会理事長	遺跡活用

【指導機関】

	氏名	所属等
オブザーバー	岩井 浩介	文化庁文化資源活用課整備部門(記念物)
オブザーバー	葛城 和穂	青森県教育庁文化財保護課(令和4年度)
	荒谷 伸郎	青森県教育庁文化財保護課(令和4年度)
	濱松 優介	青森県教育庁文化財保護課(令和5年度)

【事務局】

つがる市教育委員会

教育長 葛西 嶮輔（令和4年度） 山谷 光寛（令和5年度）
 教育部長 三上 恒寛（令和4・5年度）
 文化財課長 中田 聖章（令和4・5年度）
 課長補佐・係長 羽石 智治（令和4年度係長、令和5年度課長補佐）
 主幹 小関 裕（令和4年度）
 主査 神 翔太（令和5年度）
 学芸員 堀内 和宏 木戸 奈央子 小林 和樹（令和4・5年度）

(2) 審議の経過

検討委員会は、令和4・5年度の2か年で計7回開催し、本計画に関する検討を行った。つがる市教育委員会は、検討委員会における検討内容を踏まえ、さらに地元地区住民との意見交換会や遺跡ボランティアガイド・遺跡活用団体へのアンケート調査、パブリックコメントを行い、その結果も考慮して本計画を策定した。検討委員会等の開催経過は以下のとおりである。

第1回検討委員会：令和4年6月10日

- ・委員の委嘱状交付、委員長・副委員長の選出
- ・史跡整備基本計画策定に向けた作業計画、工程表について

- ・田小屋野貝塚調査計画、田小屋野貝塚・亀ヶ岡石器時代遺跡ボーリング調査計画について

第2回検討委員会：令和4年9月8日

- ・田小屋野貝塚の内容確認調査について（現地指導）
- ・史跡整備基本計画前半部分の素案について

第3回検討委員会：令和4年12月6日

- ・史跡整備基本計画書（案）の前半部分について

第4回検討委員会：令和5年3月7日

- ・史跡整備基本計画後半部分の素案について
- ・地元地区住民との意見交換会、遺跡活用団体・ガイドのアンケート調査結果について

第5回検討委員会：令和5年6月23日

- ・亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の内容確認調査結果、田小屋野貝塚・亀ヶ岡石器時代遺跡ボーリング調査結果について
- ・史跡整備基本計画書（案）の後半部分について
- ・公開活用ゾーン及びガイダンス施設について

第6回検討委員会：令和5年9月29日

- ・史跡整備基本計画書（案）の全体内容について
- ・公開活用ゾーン及びガイダンス施設について
- ・事業計画について

第7回検討委員会：令和5年12月15日

- ・史跡整備基本計画書（案）の全体内容について
- ・事業計画について

地元地区住民との意見交換会の開催：令和5年2月21日

遺跡ボランティアガイドに対するアンケート調査の実施：令和5年1月

遺跡活用団体に対するアンケート調査の実施：令和5年1月

史跡整備基本計画書（案）に関するパブリックコメントの実施：令和6年2月

第6節 関連計画との関係

つがる市では、令和3年に策定した「第2次つがる市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）」において、「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」をまちづくりの基本理念と定め、市が目指すまちの将来像として、「未来に希望を感じる活力あるまち」「思いやりとやさしさにあふれるまち」「郷土に誇りと愛着を感じるまち」をかかげている。施策の大綱としては8つの基本政策をかかげており、基本政策7は「未来を担う人と文化を育むまちづくり」となっている。

「第2次つがる市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）」（令和3年6月策定）

基本政策7 未来を担う人と文化を育むまちづくり

主要施策7-3 かけがえのない文化財の保存と活用

〔具体的な取組〕

7-3-1 歴史的遺産及び文化財の保護と有効活用

○亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚の史跡地公有化を推進し、史跡の保護を図る

とともに、遺跡の調査研究を推進し、縄文文化の内容をさらに明らかにするよう努めます。

○史跡の内容をより明らかにする発掘調査を実施するとともに、整備基本計画等を策定し、現地の段階的な整備に着手します。

○地域の歴史的遺産及び文化財を教育資源や観光資源として活用しつつ、縄文遺跡群の世界文化遺産登録を見据え、来訪者の受入れ体制の整備を推進します。

7-3-2 文化財施設等の整備・充実

○亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚の内容を明らかにする資料の展示及び両史跡の最新情報のガイダンスを現地近くで実施できる施設の建設に向けて、建設時期や規模・内容等を検討していきます。

○資料館について、地域固有の文化の保存に努めるとともに、学習の場及び観光の拠点としての有効活用を図ります。

また、関連計画として、「つがる市都市計画マスタープラン」、「第2期つがる市地域活力創生総合戦略」、「つがる市景観計画」、「第2期つがる市教育振興基本計画」があり、亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の活用、整備、景観の保全・管理等をかかげている。さらに、「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」は、資産および緩衝地帯の保全の根拠となる各法令・制度等との整合性を図りつつ、資産全体の保存・管理および整備に関する方針と基本的な考え方や方向性を示している。

本計画の策定と実施にあたっては、上記の総合計画および関連計画・法令と整合性を図りつつ、関係機関と連携して推進していく。以下、関連計画の該当部分を抜粋する。

「つがる市都市計画マスタープラン」（平成22年3月策定）

本計画の中で、亀ヶ岡石器時代遺跡は「観光・交流拠点」の一つに位置づけられている。また、地域別構想では以下の方向性が示されている。

第4章 地域別構想

木造西部地区の地域づくりの目標と具体的な将来の方向性

目標Ⅰ 自然環境と歴史文化資源を活かした空間づくり

【将来の方向性】

○亀ヶ岡石器時代遺跡、埋没林等の歴史文化資源の活用を目指します。

「第2期つがる市地域活力創生総合戦略」（令和2年3月策定）

第4章 基本目標ごとの施策の展開

基本目的4 安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4-4 文化資源の保存・活用

[取組の方向性]

縄文遺跡群の整備・発信

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群を積極的に発信するとともに、本市に存在する遺跡の整備を行い、文化的価値を高めます。

「つがる市景観計画」（令和2年6月策定）

第6章 特定景観地域に関する事項

1. 特定景観地域の設定

(1) 特定景観地域設定の考え方

世界文化遺産登録を目指す、田小屋野貝塚及び亀ヶ岡石器時代遺跡周辺においては、特別な景観形成基準を設けてきめ細かい景観形成を促す必要があることから、「特定景観地域」として設定し、一般景観地域よりも小規模な建築物等を含めて届出対象とします。

2. 景観保全・形成の基本的考え方

(1) 史跡及び周辺一帯における景観の基調を成す自然環境との調和

(2) 低地から台地（史跡）への眺めの保全

(3) 視点場からの視野範囲に出現する工作物（風力発電施設等）の視覚的影響低減

「第2期つがる市教育振興基本計画」（令和3年4月策定）

6 各施策

(3) かけがえのない文化財の保存と活用

①歴史的遺産及び文化財の保護と有効活用

②文化財施設の整備・充実

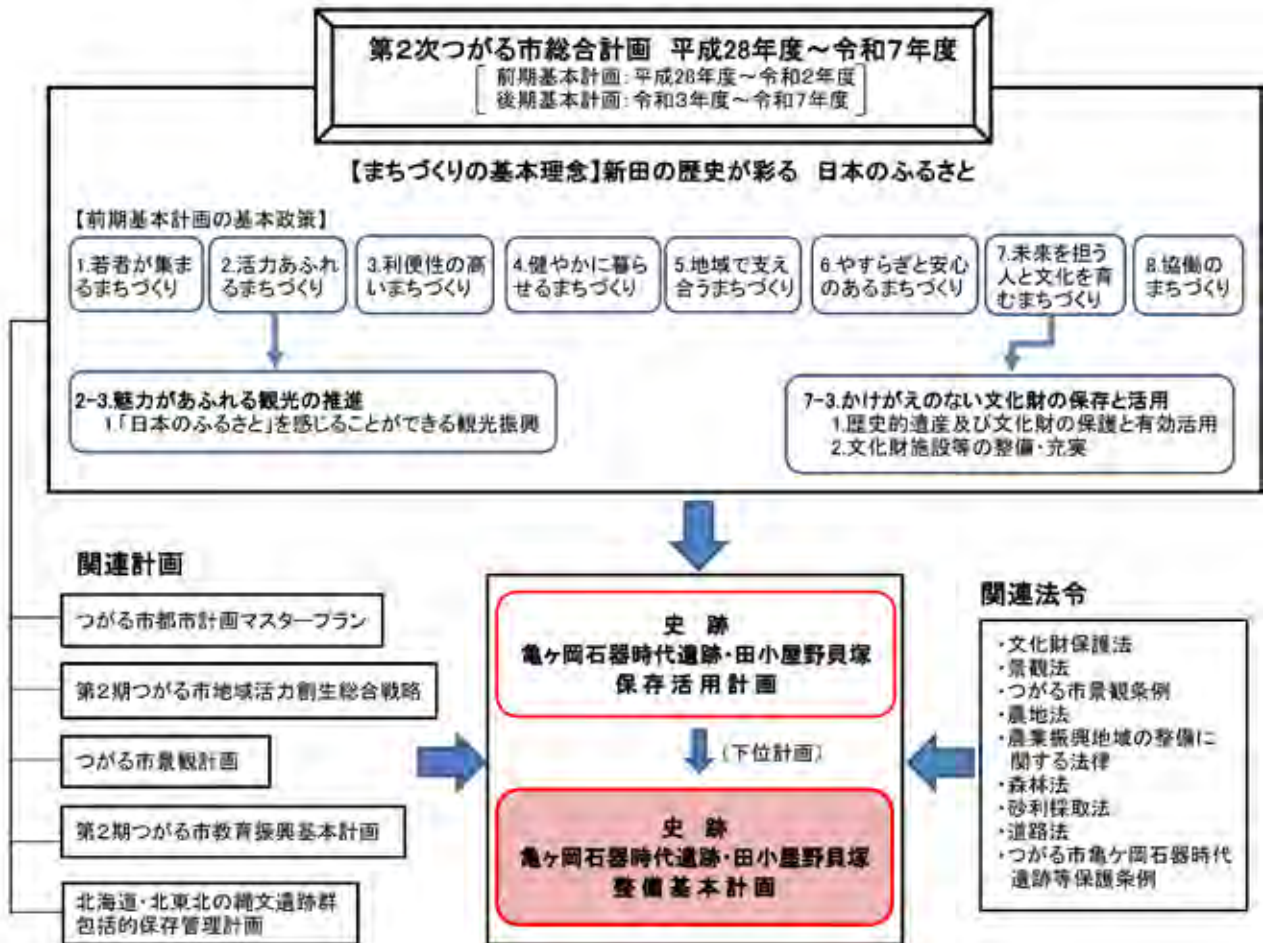


図3 本計画の位置付け

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

(1) 位置・地勢

つがる市は青森県の西部、津軽平野の北部中央から西に位置する。東は岩木川を境に北津軽郡中泊町と五所川原市に接し、西は日本海に面する。その海岸線は「七里長浜^{しちりながはま}」と呼ばれ、北は中泊町小泊と五所川原市市浦、南は西津軽郡鱒ヶ沢町まで続き、海岸沿いには「屏風山砂丘地」と呼ばれる丘陵地帯が続いている。南方には岩木山を望み、市中心部には岩木川や山田川により形成された広大な津軽平野が拓け、弘前藩の新田開発以来の一大穀倉地帯が形成されている。



写真1 津軽平野と屏風山砂丘地（南東から）

(2) 地形・地質

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は、いずれも屏風山砂丘地の丘陵東端部に位置する。両史跡は、砂丘地帯の台地を津軽平野に向かって東西方向に開析する谷によって隔てられる。亀ヶ岡石器時代遺跡は標高7～18 mの丘陵東端部からその南北の標高3～4 mの低湿地にかけて、田小屋野貝塚は標高10～15 mの丘陵東端部に立地する。

『土地分類基本調査 金木』によると、遺跡の位置する屏風山砂丘地は、台地の中位面(Gt II)と被覆砂丘(Cd)が大半を占める。史跡周辺は、山田野段丘面^{やまだの}と呼ばれる砂礫台地の中位面(Gt II)にあたる。その構成層は、更新世後期^{こうしんせい}の大規模な海進により形成された山田野層である。山田野層は、水平層理^{そうり}の発達した層厚25～40 mの砂層で、ところにより泥炭混じりの砂層や礫層を挟む。これらの段丘構成層を1～2 m前後の層厚の火山灰層が覆う。さらにその上をクロスナ層の挟在する砂丘砂層が覆い、西風の影響を受けて東西に伸びる縦列砂丘を形成してい



図4 史跡周辺の地形分類（青森県農林部農地計画課 1994 を一部改変）

る。中位面は現在、宅地・畑地等として利用される。また、台地周辺部は低湿地(谷底平野)となり、上沢辺溜池以外^{かみさわべ}の現況は、主に水田として利用されている。

屏風山砂丘地の東側には津軽平野が広がり、岩木川や山田川流域にかけて三角州や後背湿地が展開している。最終氷期には、山田野段丘形成後の海水準低下に伴い、古岩木川や古山田川は山田野層を下方浸食し始め、基盤岩をも浸食して現海水準下 50 m に達する深い谷が形成された。氷期が終わり海水準が上昇し始めると、谷に海水が侵入する一方で岩木川による埋積も進み、その結果、十三湖層と呼ばれる層厚 50 m 以上の沖積層が形成された。完新世に入り、9,000 年前頃には縄文海進が始まり、津軽平野部には古十三湖が形成された。縄文海進時の海水準や古十三湖岸線の位置については諸説あるが、海進のピーク時には、木造・五所川原市街地付近まで古十三湖が広がっていたと考えられている。

史跡の位置する屏風山砂丘地東縁の台地と



図5 つがる市周辺の縄文海進（つがる市教委 2015 を一部改変）

周辺低地は斜面地で隔てられ、10 m程度の比高差がある。特に、亀ヶ岡石器時代遺跡の北縁部と田小屋野貝塚の東縁部は急崖をなし、「つがる市防災ハザードマップ」では「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」に指定されている。また、史跡東側の平野部は広範囲で3.0 m未満の河川浸水想定区域に指定されている。

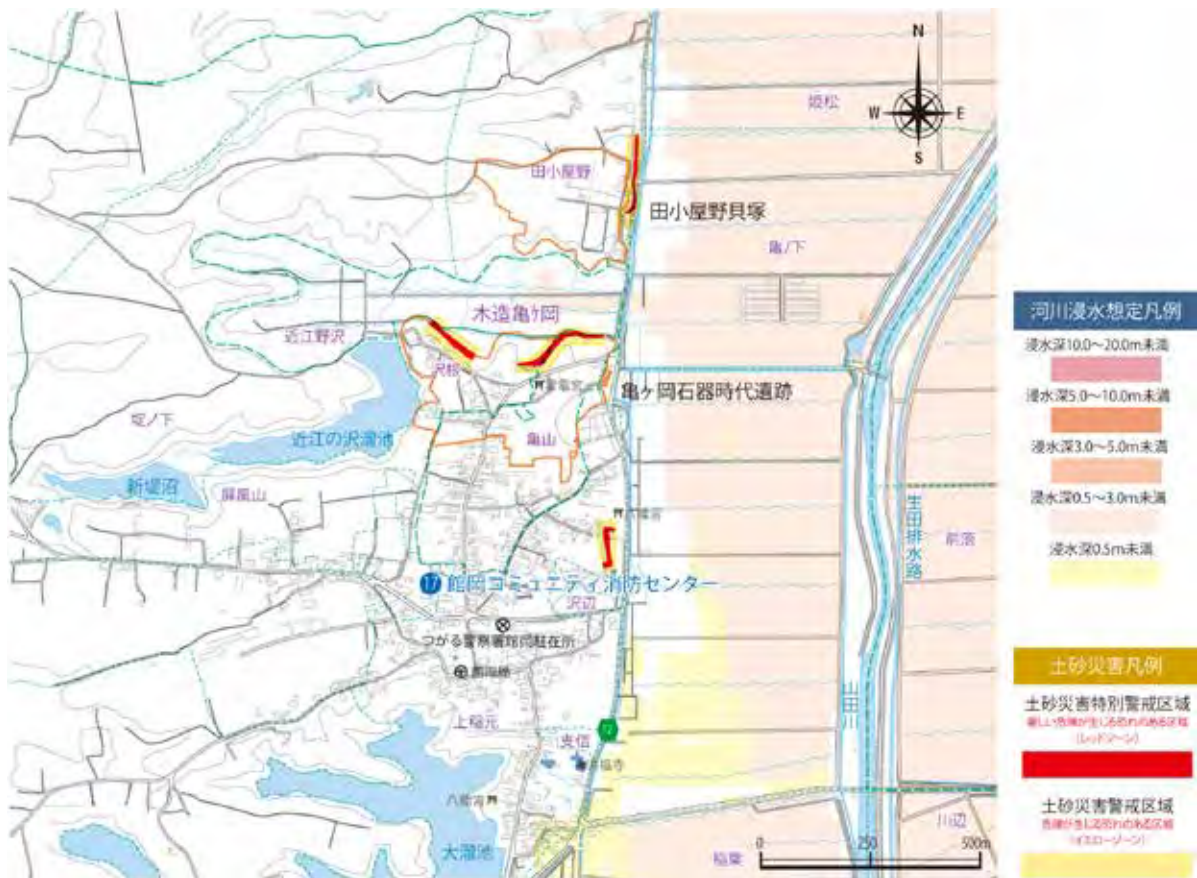


図6 史跡周辺の防災ハザードマップ（つがる市 2022 を一部改変）

(3) 植生

屏風山砂丘地には草原・湿原・湖沼が分布し、特に多数の湖沼が特徴的である。しかし、近年湖沼は減少を続け、かつての広大な湿原は畑地に転用されている。湖沼は長年月を経て湿原へと変化していくが、発達具合により低層湿原、高層湿原、湿原が乾燥化した草原などがあり、屏風山砂丘地ではこれらの様々な段階の湖沼・湿原・草原をみることができる。

湖沼の植生としては、抽水植物のヨシ・フトイ・マコモなど、浮葉植物のコウホネ・ヒツジグサ・ジュンサイなど、沈水植物のマツモ・フサモ・ホザキノフサモなどの群落がある。高層湿原の植生としては、ミズゴケ・ツルコケモモの群落が確認されている。草湿原としてはベンセ湿原が代表的であり、ニッコウキスゲとノハナショウブの群落が有名である。そのほかカキツバタ・ミツガシワ・クロバナロウゲ・ミズバショウなどが生育する。

草原・湿原・湖沼以外の丘陵地は内部がカシワ林に覆われ、下草は主にクマイザサが生えている。このカシワ林は、屏風山砂丘地から^{たっぴざき}竜飛崎にかけての日本海に面した斜面に大群落を発達させている。丘陵周辺部にはコマユミ・マユミ・クリ・ナツグミ・ツタウルシなどが混じり、林縁にはオカトラノオ・エゾヤマハギ・フジなどが生育する。

平野部を流れる岩木川の河畔には、下流域でヨシーオギ群落、イヌコリヤナギータチヤナギ群落、さらに乾燥した所ではヤチダモータチヤナギ群落が形成される。このほか、イヌコリヤ

ナギ・カンボク・ハルニレなどの混交林が確認される。中流域では主にヤナギタデ・ミゾソバなどのタデ群落が占める。

両史跡の丘陵上は、農地や住宅地に利用されていたため、いずれも人の手の入った2～3次林である。かつての住宅地には園芸種の高中低木や草本類、宅地境界には生垣類や低木類、クロマツ林の植栽された箇所がある。亀ヶ岡石器時代遺跡の低湿地には、ヨシ等が繁茂している。両史跡地の植生の詳細は、図49・52 および資料編に示した。



写真2 ベンセ湿原とニッコウキスゲ

(4) 気 候

気候は、日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候で、夏季は比較的冷涼で病害虫の発生が抑えられることから、稲作や夏秋野菜の作付けに適している。冬季は、強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、また、強い西風の影響による地吹雪の発生が特徴である。気象庁の五所川原観測地点の記録によれば、令和5年の日平均気温は12.4度、年間降水量は1,369.5mmとなっている。月別の平均気温では、1月と2月が氷点下となり、降雪の深さの合計は12月で70cm、1月と2月で100cmを超える。

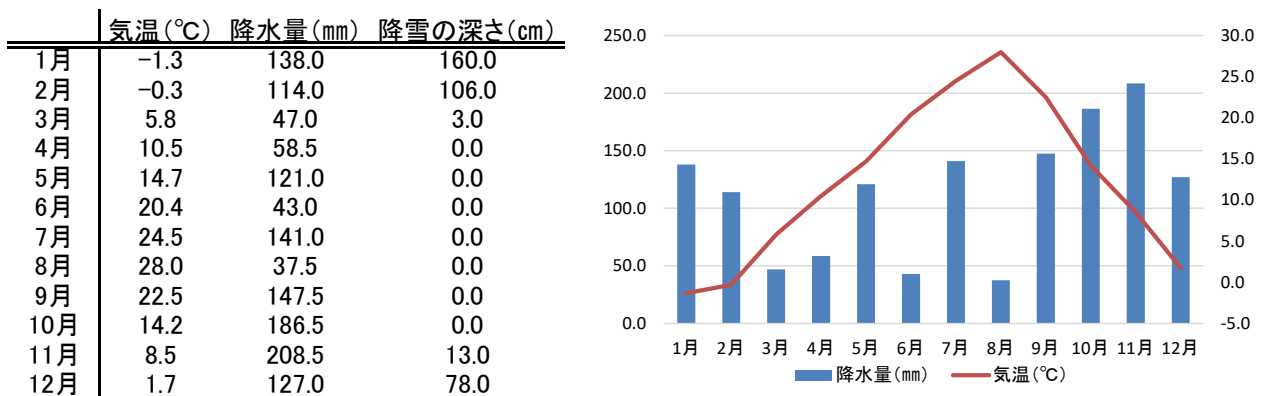


図7 史跡周辺の気候（気象庁ホームページより。数値は2023年五所川原に基づく。）

第2節 歴史的環境

(1) 市内の埋蔵文化財

令和6年3月現在、つがる市内では114か所の遺跡が登録されている。年代的には前期中葉以後の縄文時代の遺跡と、平安時代の遺跡が大半を占めており、その多くは屏風山砂丘地と岩木山北麓の丘陵上に位置している。

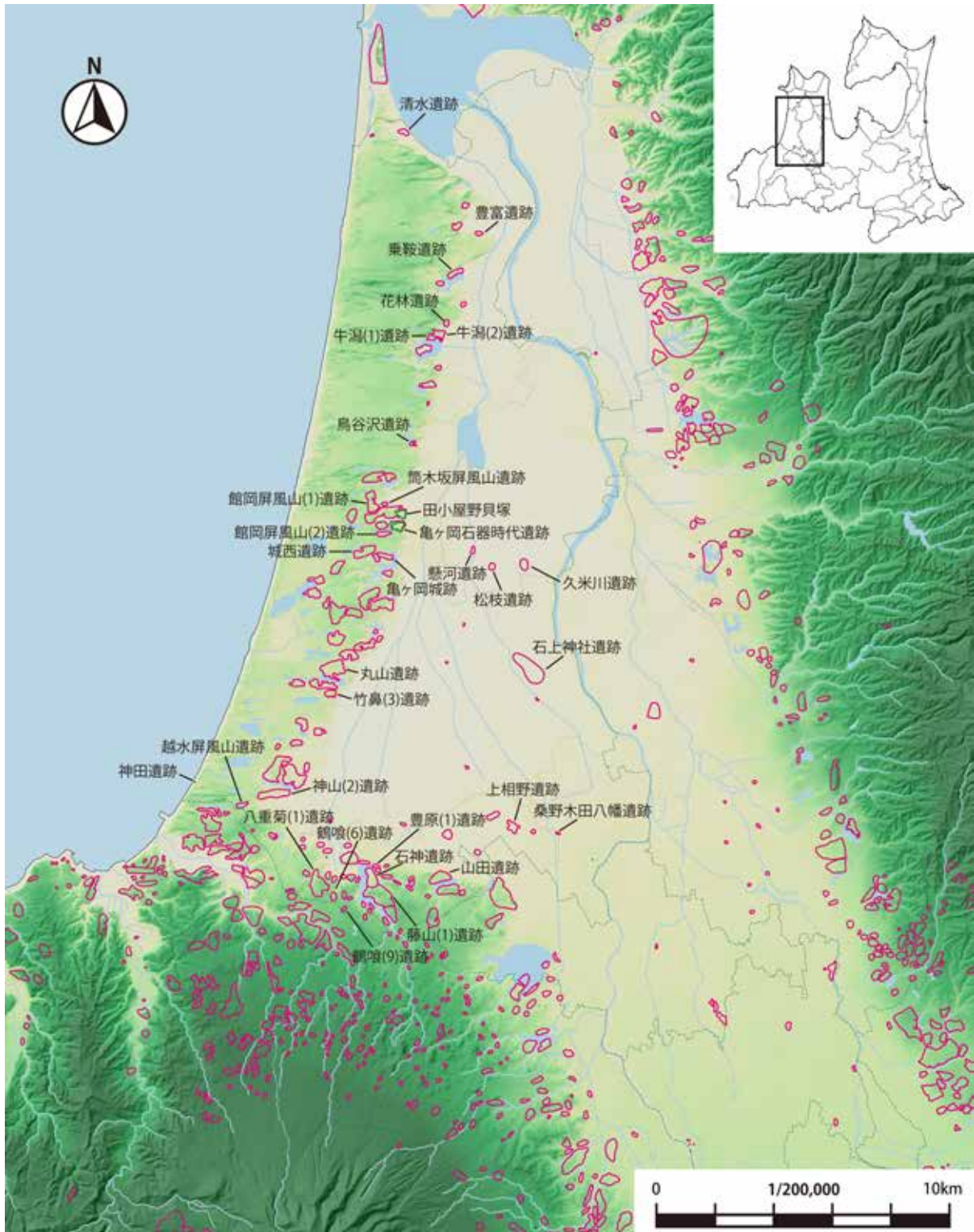


図8 つがる市内の主要遺跡位置図（国土地理院 10 mメッシュ DEM および国土交通省国土政策局の国土数値情報を用い、QGISを援用して作成。遺跡分布は青森県教育委員会 2020 より。）

旧石器時代 木造丸山に位置する丸山遺跡がある。年代は約 13,000 年前の旧石器時代最末期である。舟底形石核ふなぞこがたせきかくや削器きつき・搔器そうき、および黒曜石製の細石刃さいせきじんなどが出土している。

また、屏風山砂丘地西縁部の「七里長浜」の海食崖に露出して、南北総延長 1 km あまりに及ぶ「出来島埋没林できしま」が展開している。この埋没林は、最終氷期の約 3 万年前に生育したアカエゾマツとカラマツ属の針葉樹林と考えられている。後期旧石器時代の植生・環境等を知る上で貴重な資料である。

縄文時代草創期～早期 岩木山北麓の森田町大館八重菊に所在する八重菊（1）遺跡より、草創期の爪形文系土器と考えられる破片が 1 点出土している。

早期では、八重菊（1）遺跡や森田町床舞つるぼみの鶴喰（6）・（9）遺跡、木造越水の神山（3）遺跡から貝殻文系土器等が出土するが、同時期の遺構は未発見である。

縄文時代前期～中期 前期中葉以前では、車力町花林しやりきの花林遺跡から刺突文土器、森田町床舞とこまいの石神遺跡から深郷田式ふこうだとされる土器が出土している。

前期中葉に始まる円筒土器文化期以後になると、急激に人々の活動の痕跡が明確になる。円筒土器文化期の遺跡は田小屋野貝塚のほか、219 点の出土品が国の重要文化財に指定され、円筒土器研究の基準資料となっている石神遺跡や、牛瀨町鷺野沢うしがた わしのさわの牛瀨（1）・（2）遺跡などがある。

縄文時代後期 田小屋野貝塚とうぎざかびょうぶざんの北側に位置する筒木坂屏風山遺跡では、中期末葉～後期前葉の集落跡が確認された。竪穴建物跡のほか、フラスコ状土坑、埋設土器、配石遺構などが検出されている。

森田町山田の山田遺跡、森田町床舞の石神遺跡、藤山（1）遺跡、鶴喰（6）遺跡、牛瀨町鷺野沢の牛瀨（1）遺跡、車力町屏風山の乗鞍遺跡とみやち、富蒔町清水とこしなの清水遺跡なども、十腰内式期の遺跡と判断される。鶴喰（6）遺跡では、円形に組まれた配石遺構を囲むかたちで複数の性格不明の土坑が検出されている。

縄文時代晩期 亀ヶ岡石器時代遺跡のほか、周辺地域においても晩期の遺跡が確認されている。かつて「床舞遺跡」の名称であった石神遺跡や藤山（1）遺跡は、既に明治時代には晩期の土器や土偶が豊富に出土することで知られていた。発掘調査も行われており、晩期の遺物が出土している。牛瀨（1）・（2）遺跡でも、発掘調査により晩期の竪穴建物跡や土坑、および東斜面上に構築された盛土を検出している。

弥生時代 亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の周辺では、館岡屏風山（1）遺跡で弥生時代前期、五所式期の竪穴建物跡が 1 棟検出されている。

また、日本海に面する木造越水の神田遺跡かみたより、弥生時代後期に並行する続縄文文化こうぼくの後北 C1 式土器が出土している。

古墳時代 八重菊（1）遺跡より、この時代に相当する続縄文文化の後北 C2・D 式土器が出土している。

奈良時代 市内では現在のところ、この時期の遺跡は未発見である。津軽地域全体でも奈良時代の遺跡は南部や鱒ヶ沢町などに集中しており、北部では五所川原市（旧・市浦村）の中島遺跡、五月女そとめやち遺跡などがある。

平安時代 最も古い平安期の遺跡は、つがる市最北部の十三湖西南岸に位置する清水遺跡で、9世紀代の集落跡が発見されている。多くの遺跡が発見されるのは9世紀末～10世紀前葉頃で、特に台地上に濃密に分布する。岩木山北麓の森田地区には製鉄に関連する遺跡が多く、八重菊（1）遺跡や豊原（1）遺跡では、砂鉄を始発原料とする製錬炉跡せいれんろあとが発見されている。屏風山砂丘地では、集落に伴う壕ほりが発見された豊富町の豊富遺跡や、集落に伴う柵列跡さくれつあとや畠跡が確認された牛潟（2）遺跡、近年の発掘調査で焼失住居を含む竪穴建物跡が多数確認され、集落の様相が具体的に明らかになった木造丸山の竹鼻（3）遺跡などがある。

10世紀中葉以降、特に10世紀後半になると、津軽平野の微高地をなす自然堤防上にも遺跡が出現する。斎串いぐしや墨書土器ぼくしよなどが出土し、大和朝廷勢力との接触・交流が想定される木造蓮川の石上神社遺跡いしがみのほか、森田町上相野の上相野遺跡、稲垣町の久米川遺跡、松枝遺跡かけがわ、懸河遺跡などがある。また近年、柏地区でも桑野木田八幡遺跡くわのきたやはたが新しく見つかると、この段階には津軽平野の自然堤防全域に遺跡が形成されていた様相が明らかとなった。

中世（鎌倉～室町時代） つがる市域は、室町時代末期頃はなわぐんに鼻和郡の一部となった。この時期の遺跡には、五所川原市（旧・市浦村）に所在する中世の港湾都市である史跡十三湊遺跡とさみなとに関わる宗教施設と考えられる、富み范ほう町屏風山の明神沼遺跡みょうじんぬま（浜の明神遺跡）がある。

このほか、森田町大館の狄ヶ館遺跡えぞがたて、森田町床舞の床舞館、森田町中田の漆館、車力町若林の柁子館まさこだてなどが中世の館跡とされる。

近世（江戸時代） つがる市域は、慶長2（1597）年に津軽氏の領地である田舎郡いなかぐんの一部となって以後、江戸時代を通じて津軽為信を藩祖とする津軽氏の所領であった。津軽領となってからは新田開発が進み、現在市内にある集落の多くはこの過程で成立している。

木造館岡城西にある亀ヶ岡城跡は、2代藩主津軽信枚の時代の元和8（1622）年に木造新田開発の拠点として造られたが、幕府の一国一城令によって翌年築城が中止された。

砂防林として日本海に並行して植林された屏風山の松林、旧街道沿いや木造曙に所在した弘前藩木造代官所跡地周辺に所在する松並木、かんがい用溜池とそれに付随する堰（水路）跡なども、新田開発に伴う遺産である。なお、江戸時代後半に頻発した「ケガチ」と呼ばれた飢饉では、つがる市内でも相当な被害があったことを菅江真澄すがえますみの旅行記などで知ることができる。

（2）指定・登録文化財

つがる市内には、縄文時代、平安時代、近世、近現代にわたる各種の指定・登録文化財があり、国指定3件、国登録1件、県指定4件、市指定14件の計22件である。種別では史跡、考古資料、歴史資料、工芸品、書跡、建造物、天然記念物に該当する。

国指定重要文化財には、土器・土偶・石器等219点からなる石神遺跡出土品があり、つがる市森田歴史民俗資料館に展示・保管している。県指定文化財には、亀ヶ岡遺跡出土の盤形籃胎漆器や日本最古のりんごの樹などがあり、盤形籃胎漆器はつがる市木造亀ヶ岡考古資料室に展

示している。市指定文化財では、平安時代の集落遺跡である久米川遺跡と松枝遺跡、明治期の木造住宅である増田家住宅母屋と旧尾野家住宅、昭和初期の学校建築物である旧制木造中学校講堂、新田開発の歴史を今に伝える千代の松や公孫樹といった各種の文化財が市内に点在している。

このほか未指定であるが、獅子踊りや登山囃子等の民俗芸能も地域に受け継がれている。

表1 つがる市の指定文化財

国指定

区分	種別	名称及び員数	指定年月日	備考
重要文化財	考古資料	青森県石神遺跡出土品 219箇	平成2.6.29	
記念物	史跡	亀ヶ岡石器時代遺跡	昭和19.6.26(令和2.3.10追加指定)	
	史跡	田小屋野貝塚	昭和19.6.26(平成29.10.13追加指定)	

国登録

区分	種別	名称及び員数	登録年月日	備考
	有形文化財	旧高谷銀行本店(盛農薬商会倉庫) 1棟	平成15.7.1	

県指定

区分	種別	名称及び員数	指定年月日	備考
県重宝	工芸品	日本刀 銘津軽住安宗 1口	昭和56.4.18	
	考古資料	盤形藍胎漆器 1箇	昭和31.5.14	亀ヶ岡遺跡出土
	考古資料	石神遺跡出土縄文式遺物 20点	昭和48.12.3	
記念物	天然記念物	りんごの樹 3本	昭和35.11.11	樹齢125年

市指定

区分	種別	名称及び員数	指定年月日	備考
有形文化財	建造物	旧制木造中学校講堂 1棟	平成4.5.8	昭和4年建築
	建造物	旧尾野家住宅 1棟	平成6.4.28	明治25年建築
	建造物	増田家住宅母屋 1棟	平成8.6.17	明治中期建設
	歴史資料	黒印状 1点	平成15.2.19	
	書跡	書跡掛軸 1幅	昭和60.4.4	
	書跡	扁額 1幅	昭和62.3.5	
記念物	史跡	久米川遺跡	昭和54.4.1	平安時代後期
	史跡	松枝遺跡	昭和54.8.1	平安時代後期
	天然記念物	藤の木 3本	昭和53.12.18	
	天然記念物	ヤチダモ 1本	昭和56.9.30	
	天然記念物	千代の松 1本	昭和60.4.4	
	天然記念物	公孫樹 1本	昭和60.4.4	
	天然記念物	樺 1本	平成5.3.10	
天然記念物	銀杏 1本	平成6.12.16		

(3) 館岡地区の歴史

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚が所在する地区は、館岡と呼ばれている。慶長2(1597)年に、つがる市域が津軽氏の領地となって以後、館岡地区は田舎郡の一部となった。その後、寛文4(1664)年に田舎郡は田舎庄いなかしょうに改められ、その中の広須遣ひろすけんに属した。広須遣はのちに広須組となり、天和元(1681)年には広須新田と名称を変更した。宝暦4(1754)年に広須組と木造新田に分割されたため、それ以後館岡地区は、木造新田に属することとなった。江戸時代には土器等の出土から「瓶ヶ岡」または「亀ヶ岡」と呼ばれ、元和8(1622)年に亀ヶ岡城築城工事が行われて以後、「館岡」と呼ばれるようになったようである。



写真3 亀ヶ岡城跡と大溜池(東から)

亀ヶ岡城は幕府の一国一城令を受けて築城が中止されたが、築城中止以後もこの地区の新田開発は続き、元禄9(1696)年には、開拓を奨励するため亀ヶ岡城築城の地に御仮屋おかりやを設けている。

寛政8(1796)年に館岡を訪れた菅江真澄は、「堂の前」という神社があった付近では昔から土器が出土したことを『外浜奇勝そとがはまきしょう』に記録しているが、この神社は、元和8(1622)年に創建された雷電宮をさすものと考えられる。当神社は今も地域で信仰されている。

その後、明治3(1870)年5月に弘前藩庁、翌年7月には弘前県の所轄となり、同年9月からは青森県の所轄の第4大区第8小区となった。明治22(1889)年に市町村制が実施されると館岡村となり、館岡・亀ヶ岡・大湯町・菰樋こもつち・筒木坂とうぎざか・平滝の6大字の編成となった。昭和9(1934)年の史跡申請、昭和19(1944)年の史跡指定当時の亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚は館岡村の所属であり、昭和19年10月24日付けで史跡の管理団体となったのも館岡村である。

その後昭和の大合併によって、昭和30(1955)年3月30日に館岡村は木造町となり、平成17(2005)年2月11日、平成の大合併によりつがる市となった。

第3節 社会的環境

(1) 人口

つがる市の人口は昭和55年以降一貫して減少傾向にある。昭和60年には46,070人であった総人口が30年間で1万人以上減少し、平成27年には33,316人となっている。国立社会保障・人口問題研究所がまとめた推計によると、今後も人口減少が加速していくものと予想されている。年齢区分別の人口割合をみると、年少人口および生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の老年人口割合が増加しており、令和5年12月31日現在の老年人口割合は40%に達する。

史跡の所在する木造館岡地区・亀ヶ岡地区に限っても、人口・世帯数ともに平成17年以降一貫して減少傾向にある。平成17年に735人であった人口が、令和5年には448人にまで減少しており、今後も人口減少が予想される。

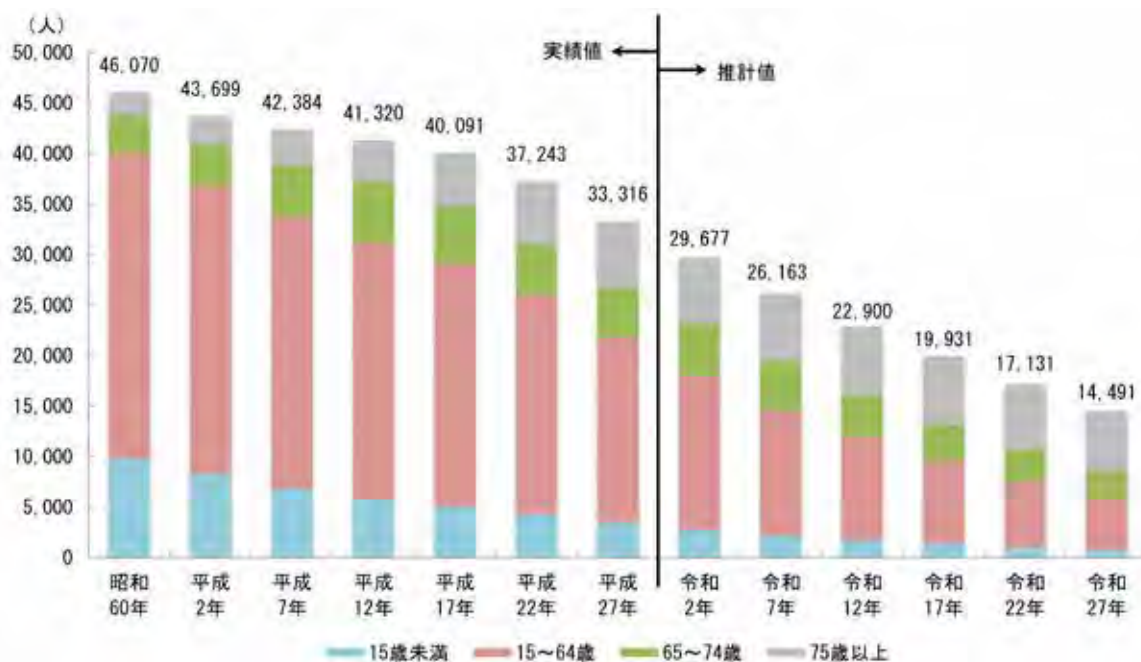


図9 つがる市総人口の推移（つがる市2020a）

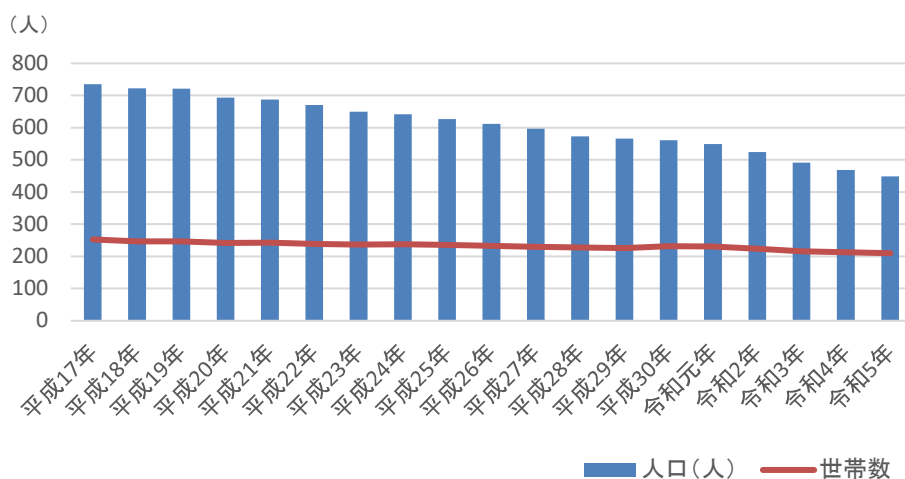


図10 木造館岡地区・亀ヶ岡地区の人口の推移

(2) 産 業

国勢調査により、つがる市の産業別就業人口の推移をみると、基幹産業である第1次産業の減少が著しく、昭和60年の11,589人から平成27年には4,681人となり、30年間で6,908人(59.6%)の減少となっている。第2次産業は平成12年まで、第3次産業は平成17年まで増加していたが、その後は減少に転じている。産業分類別に就業者の年齢区分割合をみると、特に農業・林業、鉱業・採石業・砂利採取業において担い手の高齢化が進んでいる。

農業分野では、平野部で稲作、屏風山砂丘地でスイカ・メロン・長いも等の生産が盛んであり、近年では8品目からなるつがるブランド農産物の認知度向上に向けた情報発信や販売促進に取り組んでいる。

(3) 交 通

つがる市へのアクセスは、青森・弘前方面からJR奥羽本線・五能線や弘南バス路線の公共交通、あるいは国道7号線・101号線が利用可能である。近年では、北海道新幹線の開業や津軽自動車道つがる柏ICの供用開始により、アクセスの利便性が高まっている。

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚への公共交通機関によるアクセスは、JR五能線木造駅前商店街あるいは五所川原駅前のバス停から弘南バス五所川原～市浦庁舎線を利用して、亀ヶ岡停留所や田小屋野停留所で下車する。木造方面からの1日のバス本数は、平日8本、土日祝日6本である。所要時間は20分程度である。自家用車を利用する場合は、木造方面から県道菰槌木造線および県道鱈ヶ沢蟹田線を利用して北上するルートがある。

(4) 地域資源

つがる市には、亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚および縄文文化関連資料館（縄文住居展示資料館カルコ、木造亀ヶ岡考古資料室、森田歴史民俗資料館）のほか



図 11 市内の主要交通網（つがる市 2010 を一部改変）

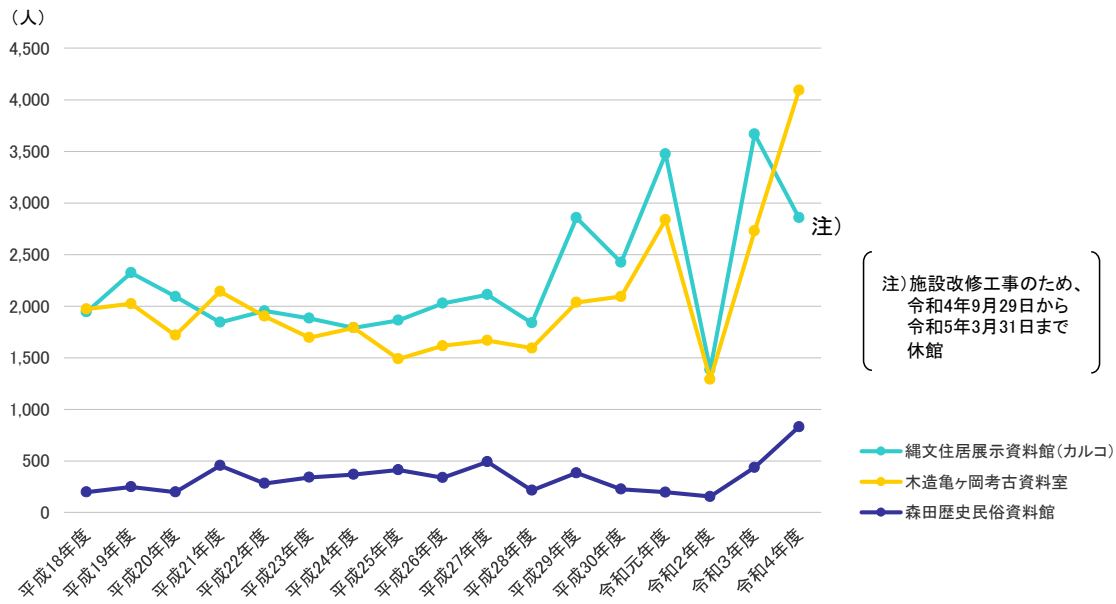


図 13 市内資料館の入館者数の推移

(5) 法的規制

第 1 章第 3 節で述べたとおり、史跡および周辺地域の適切な保存・管理のためには、「つがる市景観計画」に定める史跡周辺の「特定景観地域」との一体的な保全が必要とされる。

「特定景観地域」は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全するために必要な範囲である緩衝地帯（バッファゾーン）と一致している。具体的には、史跡を包蔵している地形や地下環境などの地理的・自然的環境ならびに縄文的な景観を保護するために必要な範囲であり、東側は山田川西岸の河川敷道路、北側・南側は道路境界線、西側は道路境界線・地籍境界線および等高線を基準として設定している。「特定景観地域」の土地利用状況は森林や農地が主であり、他に宅地、雑種地、低湿地に地下水を供給している溜池などがある。

「特定景観地域」には文化財保護法、砂利採取法、農地法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等が適用されており、関係法令による保全を図っている。また、一般景観地域よりも届出対象行為を広く定め、景観形成基準・色彩基準を設けることで、史跡およびアクセスルートを含めた周辺一帯が縄文遺跡にふさわしい風景を享受できるよう、景観保全・形成を図っている。

① つがる市景観計画（令和2年6月策定）

特定景観地域において届出が必要となる行為や規模が定められ、景観形成基準・色彩基準が設けられている。

② 文化財保護法（昭和 25（1950）年5月 30 日法律第 214 号）

史跡指定地内については、土地や建造物など遺跡の現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官の許可が必要となる（第 125 条第 1 項）。

また、両史跡周囲に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地において、土地の掘削を伴う行為を行う際には、文化庁長官に届出が義務付けられており、埋蔵文化財保存のための措置を講ずる必要がある（第 92 条・第 93 条第 1 項）。

表2 景観計画 特定景観地域における届出行為

行為種別	特定景観地域における届出対象行為
建築物（新築、増築、改築、移転、外観の変更）	延べ面積が10㎡を超えるもの、外観面積のうち10㎡を超える外観の変更
工作物（新設、増築、改築、移転、外観の変更）	
壁状工作物	高さ1.5mを超えるもの
柱、物見塔、電波塔、煙突、排気塔、風力発電、電柱、鉄塔、屋外照明、広告塔、その他これらに類するもの	高さが5mを超えるもの
彫像、記念碑、その他これらに類するもの	
電線路等	高さ10mを超えるもの
遊戯施設、製造施設、貯槽施設、汚水処理施設、立体駐車場、その他これらに類するもの	高さが5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの
上記の外観の変更	外観面積のうち10㎡を超えるもの
開発行為	
土石の採取又は鉱物の掘採	法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は開発区域面積が300㎡を超えるもの
土地の形質の変更	
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は伐採面積が50㎡を超えるもの
屋外における物件の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は土地面積が50㎡を超えるもの
水面の埋立て又は干拓	水面の面積300㎡を超えるもの、法面の高さ1.5mを超えるもの
土地に自立した太陽光発電	事業の敷地面積300㎡を超えるもの

表3-1 景観計画 特定景観地域における景観形成基準 - 1

行為種別	特定景観地域における景観形成基準	
建築物 工作物	位置配置	・周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置・配置すること。
	高さ	・視点場からの眺望（※1）を阻害しない高さとする。こと。 ・やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。
	形態意匠	・周辺の景観と調和した形態、意匠とするよう努めること。
	色彩	<p>・屋根及び外壁等は、原則純色は用いず、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。[※基準とするマンセル値（推奨色）]</p> <p>・視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の4/5以上の面積に推奨色を用いるよう努めること。なお、外壁の1/5未満の面積についても、純色を用いないこと。</p> <p>< 推奨色とするマンセル値の一例 ></p>
	素材	・周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 ・屋根や外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。
	敷地	・視点場から視認される場合には、視点場側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。

表3-2 景観計画 特定景観地域における景観形成基準 - 2

建築物 工作物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等に付帯する設備が、視点場から視認される場合には、視点場側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。 ・屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。 ・車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。 ・増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。
開発行為その他土地の形質の変更	方法	・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう努めること。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努めること。
	その他	・視点場から視認される場合には、視点場側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	・形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とし、土地の形質、樹木の保存に努めること。
	その他	・跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
木竹の伐採	方法	・必要最小限の規模とするよう努めること。
	その他	・跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
屋外における物件の堆積	位置規模	・堆積物が視点場から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方法	・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	・視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
水面の埋立て又は干拓	方法	・埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。
太陽光発電設備	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置・素材・規模とすること。 ・視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽等を設ける等、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。

※1：「視点場からの眺望」とは、景観計画に定める特定の視点場から特定の方向への眺めを指す。視野範囲は主対象方向を中心とする60度とする。

③ 農地法（昭和27（1952）年7月15日法律第229号）

現状で亀ヶ岡石器時代遺跡の一部は田・畑であり、田小屋野貝塚の大部分は畑である。農地や採草放牧地を農地以外の用途に転用する場合は、農地転用許可を受けなければならない（第4条・第5条）。

④ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44（1969）年法律第58号）

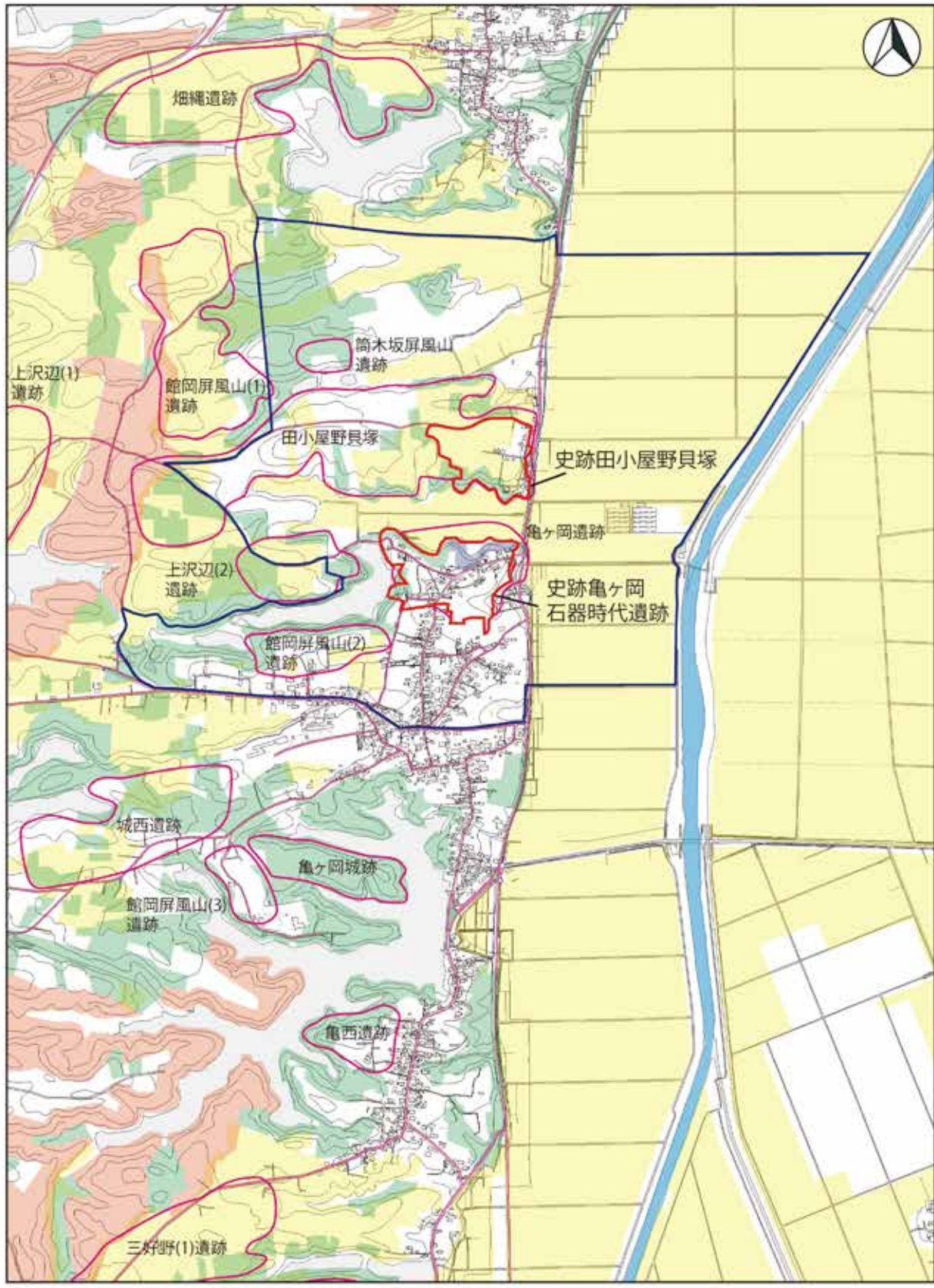
優良農地確保のため「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域にある農地等を農用地区域として設定し、通常、農用地区域内の土地は、農業以外の目的には利用できない。両史跡指定地の農地は農用地区域であり、史跡公園等として活用する場合は農用地利用計画の変更（農振除外）手続きが必要となる（第13条）。

⑤ 森林法（昭和26（1951）年6月26日法律第249号）

両史跡には、森林法第5条に基づく森林計画区にかかる民有林及び市有林があり、開発行為を行う場合には都道府県知事の許可を受けなければならない（第10条の2）。また当該地区の樹木を伐採する場合には、市町村長に伐採の届出が必要となる（第10条の8）。

⑥ 砂利採取法（昭和43（1968）年法律第74号）

特定景観地域内で砂利の採取を行う場合には、採取計画を定め、県知事の許可を受けなければならない（第16条）。



0 1/20,000 1km

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 史跡 | 文化財保護法（周知の埋蔵文化財包蔵地） | 市景観計画（特定景観地域） | 農振法、農地法 |
| 森林法（民有林） | 森林法（保安林） | 河川法 | 森林法（市有林） |

図 14 史跡周辺の法的規制図

第3章 史跡の概要および現状と課題

第1節 史跡指定の状況

(1) 指定に至る経緯

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚はいずれも、日本考古学史の早い時期からその価値や重要性が認識されていた遺跡である。

亀ヶ岡遺跡から出土した土器や土偶は、江戸時代の好事家や文人により観察・記録されるとともに、遺物の出土地である遺跡自体も考察の対象とされてきた。明治期以降も^{みのむしさんじん}蓑虫山人、東京帝国大学、旧制弘前高等学校などにより亀ヶ岡遺跡の発掘調査が継続的に実施されてきた。明治20(1887)年の遮光器土偶の発見や明治28・29(1895・1896)年の^{さとうでんぞう}佐藤傳蔵による発掘調査成果に代表されるように、沢根・近江野沢地区の南北低湿地では重要な発見が相次ぎ、昭和初期頃までには低湿地遺跡としての評価が確立していった。

その一方、亀ヶ岡遺跡では遺物の売買などを目的とした盗掘も進んだことから、遺跡の所在する西津軽郡館岡村(当時)は、昭和9(1934)年に史蹟名勝天然紀念物保存法により、史跡指定申請書を文部大臣あてに提出した。同年中には仮指定を受けたとする記録もあるが、官報等では確認できない。その後、低湿地下の砂質粘土層および泥炭層に遺物包含層を有する著名な遺跡という点が評価され、昭和19(1944)年6月26日付で史跡指定を受けた。

田小屋野貝塚は、明治29年の亀ヶ岡遺跡調査時に、佐藤傳蔵によりあわせて調査が実施され、黒色土層下のローム層中から多量の土器片が出土したことが報告された。遺跡の立地や遺物包含層の特徴において亀ヶ岡遺跡との違いが指摘されるとともに、ヨーロッパ諸国の洪積世出土遺物との比較にも論が及んでいる。大正14(1925)年には^{やまのうちすがお}山内清男による踏査、昭和3(1928)年には^{なかやじゅうじろう}中谷治宇二郎による発掘調査も実施され、円筒土器出土遺跡としての理解が進んだ。戦時中には食料増産を目的として、貝層を肥料とするために遺跡が掘り起こされ、遺跡の破壊が危惧されたことから、亀ヶ岡石器時代遺跡と同じく、昭和9年に館岡村から史跡指定申請書が文部大臣あてに提出され、同年中には仮指定を受けたとされる。その後、台地上にヤマトシジミの貝層を有する地方著名な遺跡という点が評価され、昭和19年6月26日付で史跡指定を受けた。

史跡指定後も、亀ヶ岡石器時代遺跡の指定地内外において、昭和25(1950)年に慶應義塾大学、昭和55～57(1980～82)年に青森県立郷土館による学術調査、昭和48(1973)年には遺跡東側の県道バイパス工事に伴う開発対応調査が実施されている。慶應義塾大学の沢根地区低湿地の調査では、^{らんたいしつき}藍胎漆器等の植物性遺物や^{こっかくき}骨角器等が出土し、青森県立郷土館の沢根地区低湿地調査では学際的な古環境復元調査が実施されるとともに、^{どこうぼ}亀山丘陵上では土坑墓群が検出され、遺跡の内容解明が進んだ。

田小屋野貝塚においても、平成2・3年に青森県立郷土館による指定地隣接地の学術調査が実施され、竪穴建物跡とその覆土中に形成された貝層が検出された。この貝層中からは各種の骨角器やベンケイガイ製の貝輪、動物遺存体等が多数出土し、遺跡の内容解明が進んだ。

平成に入ってから、史跡周辺に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地内では宅地化や農地化が進んだこと、さらには遺跡付近に上水道敷設計画が生じたことから、史跡の管理団体であるつがる市では、平成24年度から亀ヶ岡石器時代遺跡、平成25年度から田小屋野貝塚の公有化を進め、その保存措置を講じてきている。あわせて、つがる市教育委員会では、両史跡の範囲内容確認を目的とした調査を平成20～29年度にかけて継続的に実施してきた。

亀ヶ岡石器時代遺跡では史跡地内外に及ぶ丘陵上の広範囲で遺構分布が確認され、縄文時代前期から弥生時代前期にかけての長期間の継続的利用が明らかになるとともに、昭和19年の指定地から西側隣接地にかけての丘陵縁辺部に縄文時代晩期の墓域が広範囲に広がることが判明し、亀ヶ岡文化期の^{ほいき}墓葬制を考察するための重要な成果を得た。こうした成果をもとに、令和2年3月10日付で史跡の追加指定を受け、低湿地および丘陵地の万全の保護措置が講じられている。

田小屋野貝塚でも史跡地内外に及ぶ丘陵上の広範囲で遺構分布が確認され、円筒土器文化期における集落の構造や変遷が明らかになるとともに、土坑墓から検出された埋葬人骨や貝層出土の動植物遺存体の分析から、遺跡の東側に広がっていた古十三湖との関係性が明らかになった。こうした成果をもとに、平成29年10月13日付で史跡の追加指定を受けている。令和元年度からは追加指定地を対象とした公有化事業を開始し、さらなる万全の保護措置を講じるための取り組みを進めている。

(2) 指定の状況

① 指定告示

指定および追加指定に係る告示の内容は以下の通りである。なお、両史跡の管理団体は昭和19年10月24日付で館岡村が指定され、町村合併を経てつがる市が引き継いでいる。

【亀ヶ岡石器時代遺跡】

● 文部省告示第千十號

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十九年六月二十六日

文部大臣 子爵 岡部 長景

第一類

史蹟

名稱 亀ヶ岡石器時代遺蹟

地名

青森縣西津輕郡館岡村大字館岡字澤根

地域

七五番、七六番、八三番ノ三、八三番ノ四内實測一段五畝歩、八三番ノ五、八三番ノ六、八三番ノ九内實測一段五畝歩

同 大字龜ヶ岡字近江野沢

自二四番至二六番、二七番ノ一、二七番ノ二、二八番、二九番ノ一、二九番ノ二、自三〇番ノ一至三〇番ノ三、五三番、脱落地

同 字龜山

自三二番至四六番、四七番ノ一、四七番ノ二、四八番ノ一、四八番ノ二、四九番、五〇番、五〇番ノ一、五六番、脱落地

所在地

青森縣西津輕郡館岡村大字館岡、龜ヶ岡

指定地積

國有 九筆内二筆ハ各一部

民有 三十五筆

説明

字甕子山及び其東南ナル低地ニ在リ、水田下三尺乃至四尺ノ部分ニ砂質粘土層及泥炭層アリテ其中ニ特色アル縄紋式土器及ビ石器等ヲ包含セルヲ以テ著名ナリ

指定ノ事由

保存要目史蹟ノ部第九ニ依ル

保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外其ノ存在状態ニ影響スベキ現状ノ變更ハ勿論遺物ノ採取ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス

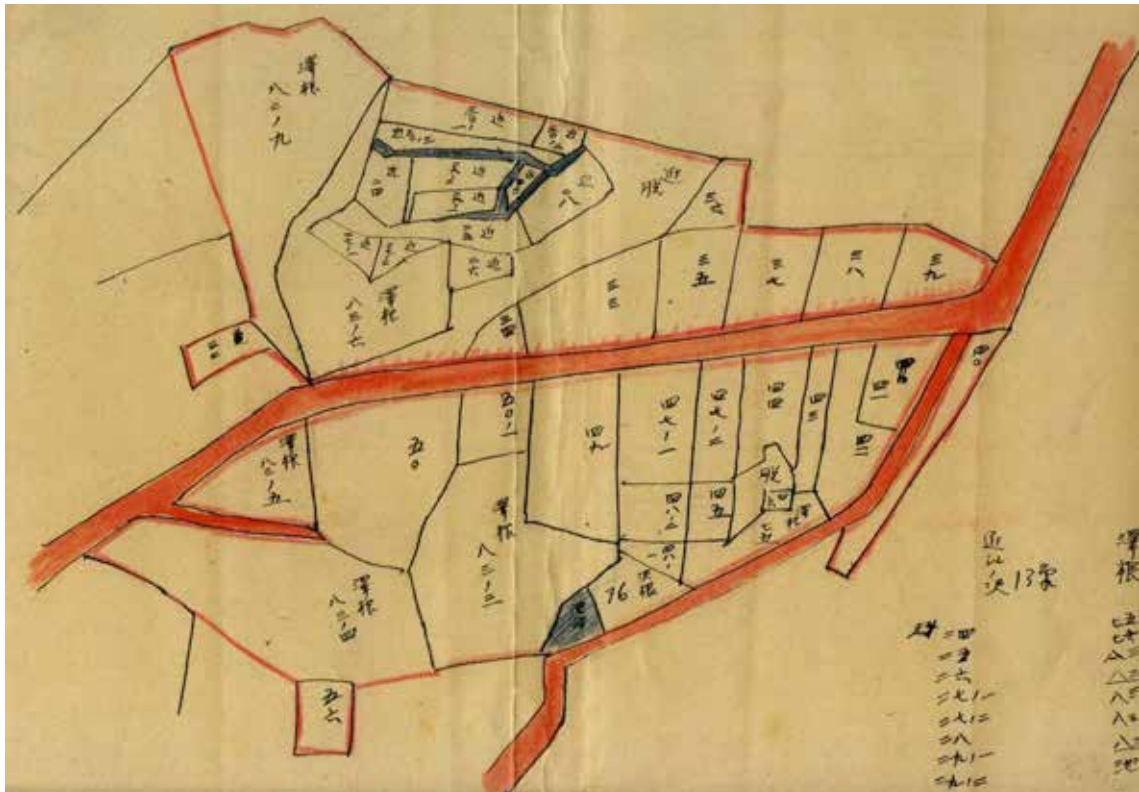


図 15 昭和9年史跡指定申請当時の亀ヶ岡石器時代遺跡絵図面（文化庁保管）

●文部科学省告示第二十三号

追加指定年月日：令和二年三月十日

名称：亀ヶ岡石器時代遺跡

関係告示：昭和十九年文部省告示第千十号

所在地：

地域：

青森県つがる市木造亀ヶ岡亀山

二四番一、二四番二、二五番、二六番一、二六番二、二七番、二七番二、二八番一、二八番二、二八番三、二八番四、二八番五、二八番六、二八番七、二八番八、二八番九、二八番一〇、二八番一一、三〇番、五一番、五二番、五三番一、五三番二、五四番、五五番、五七番、五九番一、五九番二、五九番四、九七番、九八番、九九番、六七番、六八番、六九番、七〇番、七一番、七二番一、七二番二、七三番、七四番、七七番、七八番一、七八番二、

同 木造館岡沢根

同 木造館岡屏風山

七八番三、七八番四、七八番五、七八番八、八一番、
八二番、八三番一、八三番二、八三番五、八三番六、
八三番七、八三番八、八三番一〇、八三番一二、八三番一三、
八三番一四、八三番一五、八三番一六、八三番一七、
八三番一八、八三番一九、八三番二〇、八三番二二、
八三番二三、八三番二四、八三番二五、八三番三七、
八三番三九、八三番四〇、八三番四二、八三番四三、
八三番四四、八三番四八、八三番四九、八三番五〇、
八三番五一、八三番五六、八三番五七、八三番五八
三七〇番二、三七〇番四、三七一番一、三七三番一、
三七三番二、三七四番一、三七四番二、三七五番、三七六番、
三七八番一、三七八番二、三八五番二のうち実測一二九、
五一平方メートル、三八五番三

右の地域に介在する道路敷、青森県つがる市木造亀ヶ岡亀山二四番二と同木造亀ヶ岡亀山五八番一に北接する道路敷に挟まれ同木造亀ヶ岡亀山三九番一と同木造亀ヶ岡亀山四二番一に挟まれるまでの道路敷のうち実測二六一六、八七平方メートル、同木造亀ヶ岡亀山五三番二と同木造亀ヶ岡亀山五八番一に挟まれ同木造館岡沢根七四番と同木造館岡沢根七五番に南接する水路敷に挟まれるまでの道路敷、同木造館岡沢根八三番七と同木造館岡沢根八三番四三に挟まれ同木造館岡沢根八三番一〇と同木造館岡沢根八三番五二に挟まれるまでの道路敷、同木造館岡沢根六八番に北接し同木造館岡沢根七八番二と同木造館岡沢根八三番一に挟まれるまでの水路敷を含む。

追加指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡一
管理団体の名称・所在地：つがる市 青森県つがる市木造若緑6 1 番地1

【田小屋野貝塚】

●文部省告示第千十號

史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十九年六月二十六日

文部大臣 子爵 岡部 長景

第一類

史蹟

名稱 田小屋野貝塚

地名

地域

同（青森縣西津輕郡館岡村）

大字館岡字田小屋野

一番、三番、四番ノ一、四番ノ二、自五番ノ四至五番ノ
一二、七番ノ一、七番ノ三、二五番ノ二、三六番、五九
番ノ三、脱落地五一平方メートル、三八五番三

所在地

青森縣西津輕郡館岡村大字館岡字田小屋野

指定地積

國有 二筆一段三畝十八歩

民有 十七筆一町五段二畝五歩

説明

龜ヶ岡ノ北數町ヲ隔テタル臺地ニ蜆貝ヲ主トセル貝塚アリ縄紋土器及石斧、錘石、石鏃等ヲ發見シ地方著名ノ遺蹟ナリ

指定ノ事由

保存要目史蹟ノ部第九ニ依ル

保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外其ノ存在状態ニ影響ヲ及ボスベキ現状ノ變更ハ勿論遺物ノ採取ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス



図 16 昭和9年史跡指定申請当時の田小屋野貝塚絵図面（文化庁保管）

●文部科学省告示第百四十三号

追加指定年月日：平成二十九年十月十三日

名称：田小屋野貝塚

関係告示：昭和十九年文部省告示第千十号

所在地：

青森県つがる市木造館岡田小屋野

地域：

五番二、五番三、五番一五、五番一六、五番一七、
一一番、一五番、二〇番、二一番、二二番、二三番、
二四番、二五番一、二五番三、二七番二、二八番二、
三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番、三五番、

三九番一、三九番二、三九番三、三九番四、四二番、
四八番二二、五九番三、五九番二〇、五九番二一、
五九番二二、五九番二三、五九番二五、五九番二六、
五九番三一、五九番三二、六四番二、六四番三、
六四番四、六四番五、六四番六、六四番七、六四番八、
六四番九、六六番二、六六番一四、

青森県つがる市木造館岡田小屋野五番四と同木造館岡田小屋野六六番一六に挟まれ同木造館岡田小屋野三五番と同木造館岡田小屋野六六番二に挟まれるまでの道路敷、同木造館岡田小屋野一五番と同木造館岡田小屋野二三番に挟まれ同木造館岡田小屋野六五番一と同木造館亀ヶ岡近江野沢五〇番二北接する水路敷に挟まれるまでの道路敷を含む。

追加指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡一
管理団体の名称・所在地：つがる市 青森県つがる市木造若緑6 1 番地 1

② 指定説明文とその範囲

史跡指定および追加指定に係る指定説明と指定範囲は、以下の通りである。

【亀ヶ岡石器時代遺跡】

●昭和19年6月26日指定 指定説明

字甕子山及び其東南ナル低地ニ在リ、水田下三尺乃至四尺ノ部分ニ砂質粘土層及泥炭層アリテ其中ニ特色アル縄紋式土器及ビ石器等ヲ包含セルヲ以テ著名ナリ

●令和2年3月10日追加指定 指定説明

亀ヶ岡石器時代遺跡は、青森県の北西部に広がる津軽平野の西に位置する縄文時代晩期を中心とする遺跡である。亀ヶ岡文化を代表する遺跡として知られる。遺跡は岩木山北麓から日本海沿いに南北に延びる屏風山砂丘地の東縁部に立地する。亀ヶ岡石器時代遺跡の中心年代である晩期には、遺跡東側には湖水域が広がっていたと考えられている。

本遺跡は江戸時代から存在が知られ、明治十七年（一八八四）に^{みのむしさんじん}蓑虫山人、その後、東京帝国大学、旧制弘前高等学校、立正大学により発掘調査が重ねられた。明治二十年には現在重要文化財に指定されている大型遮光器土偶が出土しており、昭和十九年には^{たごやの}田小屋野貝塚とともに史跡に指定されている。戦後にも慶應義塾大学による発掘調査があり、また青森県教育委員会、青森県立郷土館、弘前大学等により低湿地とその周辺域を対象とした古環境調査も行われ、遺跡の形成と周辺の環境変遷が明らかにされた。昭和五十七年の青森県立郷土館による丘陵南部の発掘調査では^{どこうぼ}土坑墓群が検出されている。

その後、宅地化や農地化等の開発事業があったことから、つがる市教育委員会では平成二十年度より二十九年度まで範囲と内容を確認するための発掘調査を実施し、令和元年度には総括報告書を取りまとめている。これらの調査では、縄文時代前期から晩期にかけての各種遺構が検出された。とりわけ、縄文時代晩期については丘陵北縁及び南縁部に広域の墓域が形成されたことが判明した一方、堅穴建物跡は一棟のみであった。土坑墓群は楕円形・長楕円形の平面形状で、その上部にロームマウンドと底部に壁溝をもつものがある。底面からは赤色顔料も検出されている。副葬品をもつ土坑墓の割合は

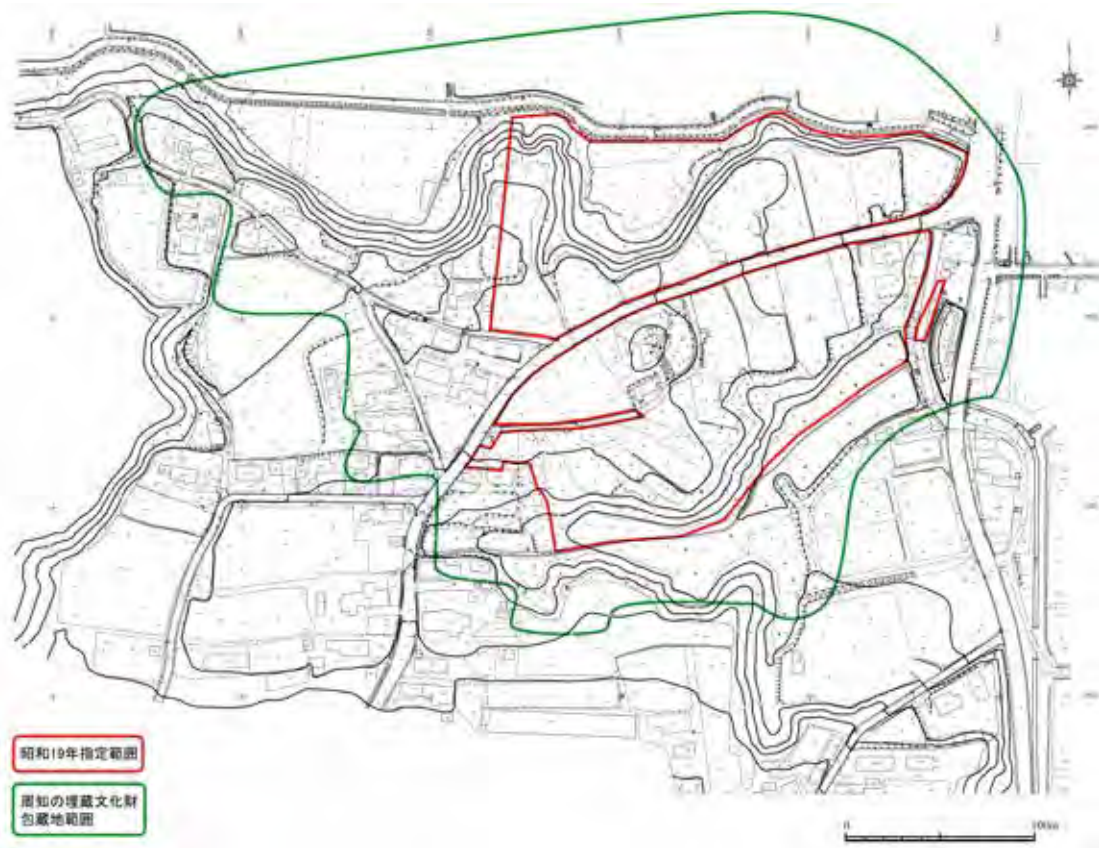


図 17 亀ヶ岡石器時代遺跡史跡指定範囲図（昭和 19 年）

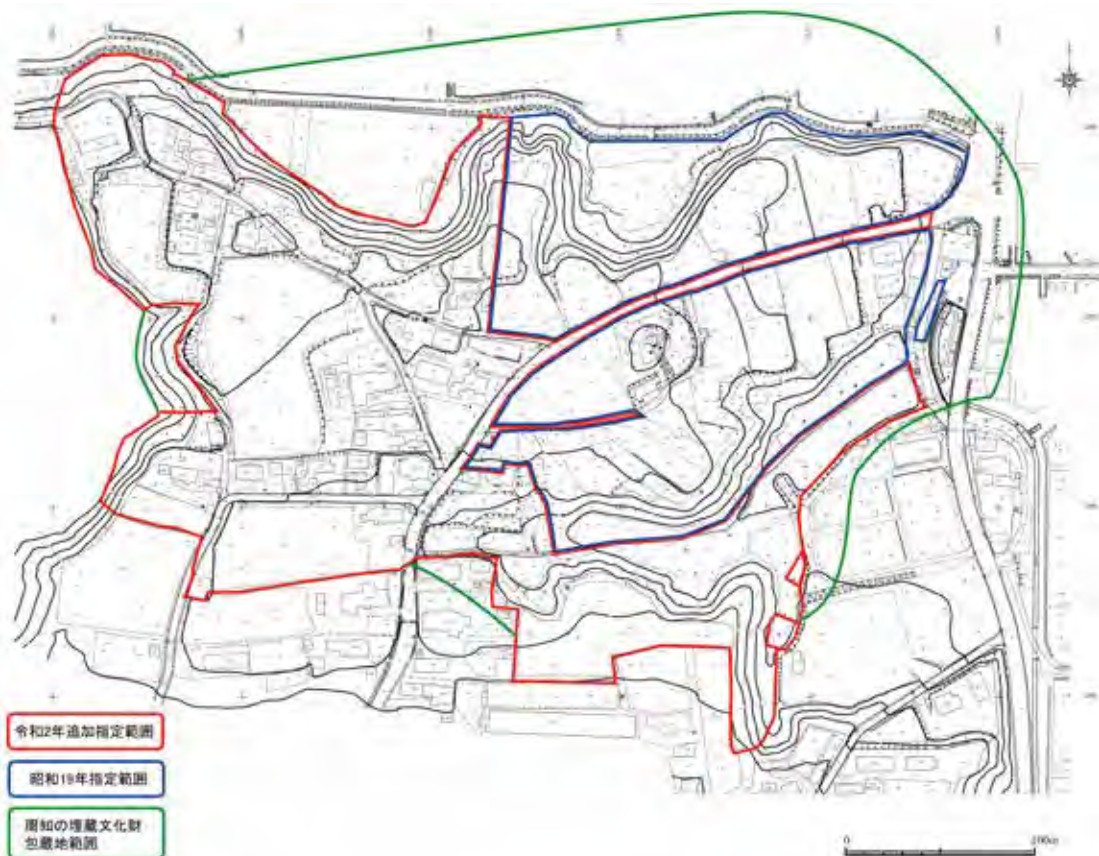


図 18 亀ヶ岡石器時代遺跡追加指定範囲図（令和2年）

二十%ほどであるが、副葬品には玉類、壺形土器、土偶、石鏃^{せきぞく}、石匙^{いしきじ}、籃胎漆器^{らんたいしつき}がある。

このように、亀ヶ岡石器時代遺跡は亀ヶ岡文化圏における墓域を主体とした遺跡の特徴をよく示す遺跡である。これまで検出された一一〇基という土坑墓の数からみても、本遺跡は亀ヶ岡文化圏における共同墓地的な性格を有する遺跡の代表例であり、当時の葬墓制や社会の在り方を考察する上で欠かすことのできない遺跡である。

今回、既指定地西側に本遺跡の枢要な価値を有する範囲が広がるとの成果を踏まえ、この部分で条件が整った箇所を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(文化庁『月刊文化財』令和2年2月号(677号))

【田小屋野貝塚】

●昭和19年6月26日指定 指定説明

亀ヶ岡ノ北數町ヲ隔テタル臺地ニ蜆貝ヲ主トセル貝塚アリ縄紋土器及石斧、錘石、石鏃等ヲ發見シ地方著名ノ遺蹟ナリ

●平成29年10月13日追加指定 指定説明

田小屋野貝塚は、青森県の西端部、日本海に面して南北に延びる屏風山砂丘地^{びょうぶさんさきゅうち}の中央部東端に位置し、東西に開析する谷^{かいせき}に沿って細長く延びる標高一〇～一五メートルの丘陵上に立地する、縄文時代前期の貝塚を含む集落跡である。縄文時代前期は、縄文海進^{じょうもんかいしん}が最も進行した時期であり、当時は遺跡の東側低地部には海が入り込み、古十三湖が広がっていたと考えられる。

この遺跡は、明治二十九年(一八九六)に近接する亀ヶ岡石器時代遺跡を佐藤傳蔵が発掘調査した際に初めて調査が行われ、大正十四年の山内清男^{やまのうちの お}や昭和三年の中谷治宇二郎^{なかやじゅうじろう}の調査を経た結果、亀ヶ岡石器時代遺跡より古い遺跡として位置付けられ、昭和十九年には貝層が地表面に広がる部分を中心に史跡に指定された。

その後、遺跡の範囲と内容を確認するために、平成二・三年度には青森県立郷土館が、平成二十～二十七年度にはつがる市教育委員会が発掘調査を実施した。その結果、この遺跡は東西に細長く延びる丘陵のほぼ全域、東西三五〇メートル、南北二〇〇メートルの範囲に広がること明らかになった。集落の変遷としては、縄文時代前期中葉から末葉にかけては遺跡の南側において居住がはじまり、前期末葉から中期中葉にかけて北側に移動し、中期中葉から末葉にかけては西側に移動して終焉を迎える。貝塚は点在するいわゆる地点貝塚^{ちてん}であり、竪穴建物の廃棄後にその内部に貝塚が形成された事例については、下層からは前期中葉の円筒下層b式土器^{えんとうかそう}が、上層からは中期前葉の円筒上層a式土器^{じょうそう}が出土した。主要な遺構としては、竪穴建物が二棟、土坑墓三基、埋設土器二基、フラスコ状土坑八基等がある。埋葬人骨の遺存状態は良好で、炭素窒素安定同位体比分析の結果、堅果類と海生哺乳類の両方を摂取する食生活が想定されており、遺跡の東側に広がる古十三湖との関係性が明らかになった。

出土遺物としては、石器は石鏃・石匙・磨製石斧を中心に石皿や磨石もある。骨角製品としては、刺突具・釣針・クジラ骨製篋^{へら}のほか、イルカ牙製垂飾がある。貝製品ではベンケイガイ製腕輪がある。

このように、田小屋野貝塚は縄文時代前期から中期にかけて貝塚を有する集落遺跡で

あり、その変遷や構造の解明、食生活の復元等、北海道・北東北では重要な遺跡として位置付けることができる。

今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(文化庁文化財部『月刊文化財』平成29年9月号(648号))

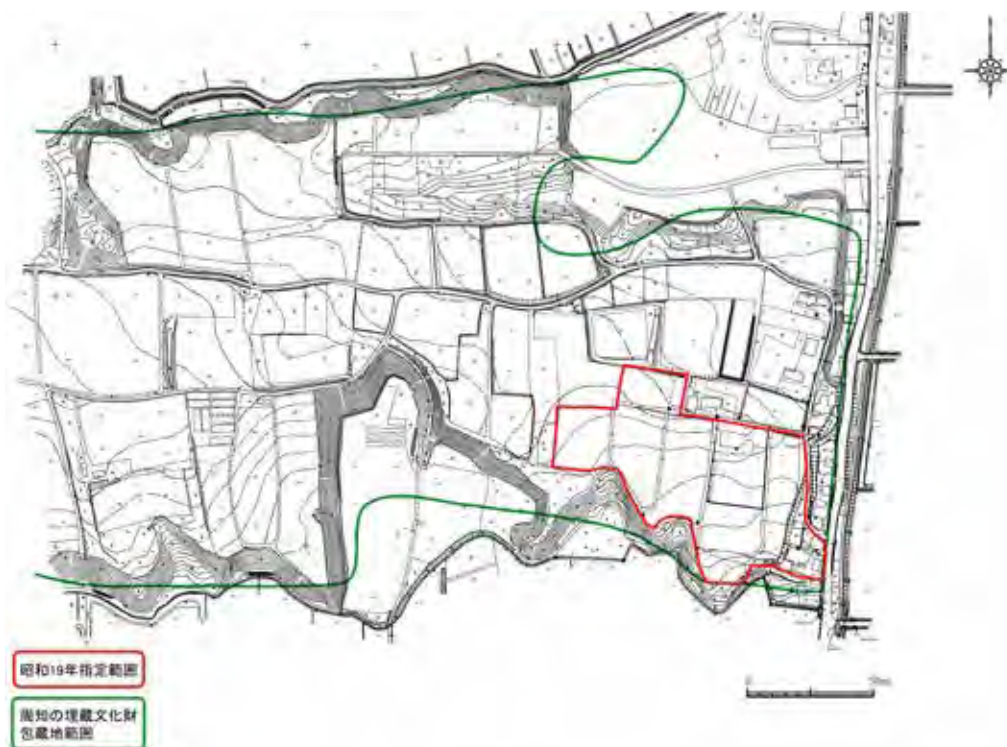


図19 田小屋野貝塚史跡指定範囲図(昭和19年)

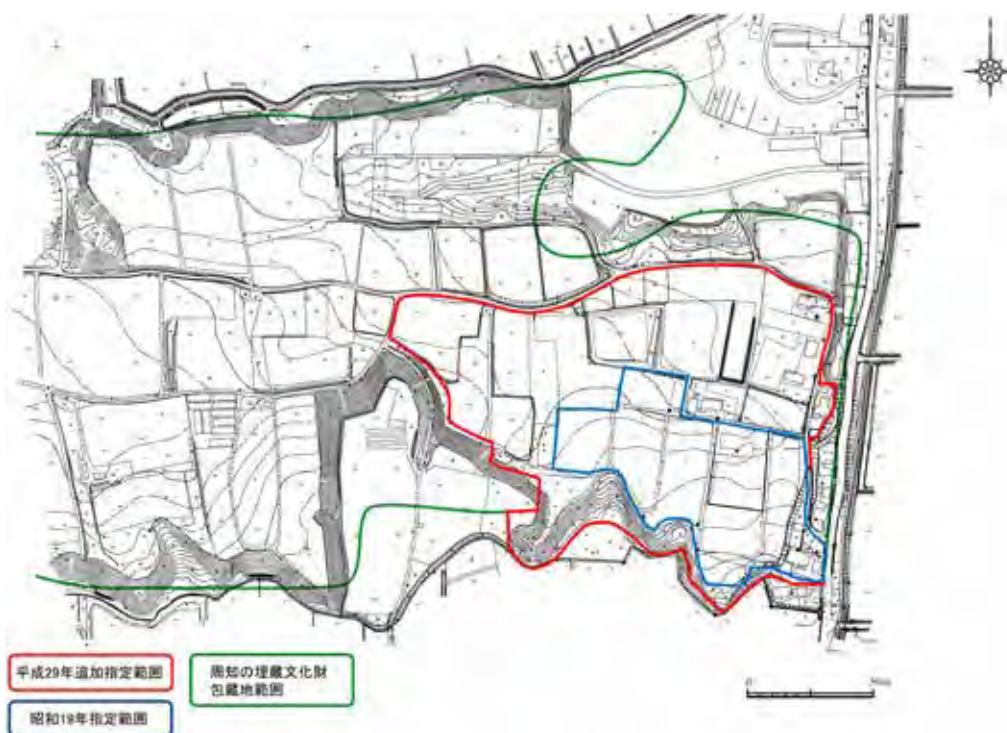


図20 田小屋野貝塚追加指定範囲図(平成29年)

第2節 史跡の概要

(1) 亀ヶ岡石器時代遺跡の調査成果

① 遺跡の立地

亀ヶ岡石器時代遺跡は青森県の西部、つがる市木造館岡地区に所在する。岩木山北麓に連なる丘陵であり、日本海沿いに南北約30 km、東西3～5 kmにわたり広がる屏風山砂丘地の東縁部に位置する。遺跡周辺は、砂丘地帯の台地を津軽平野に向かって東西方向に開析する谷によって、複数の尾根状地形が並列している。

遺跡は、西から東に向かって突き出した標高7～18 mの丘陵東端部からその南北の標高3～4 mの低湿地にかけて立地する。遺跡の0.7 km東方には山田川が、5.3 km東方には岩木川が流れる。遺跡の範囲は東西500 m、南北380 mほどで、その主要部分が「亀ヶ岡石器時代遺跡」の名称で史跡に指定されている。亀ヶ岡石器時代遺跡の主要年代である縄文時代晩期には、寒冷化に伴う古十三湖の海退により、遺跡周辺に湖水域が広がっていたと考えられている。



写真5 亀ヶ岡石器時代遺跡全景（東から）

② 調査研究の歴史

亀ヶ岡遺跡やその出土品は江戸時代から知られ、18世紀末以降、弘前藩士の比良野貞彦^{ひらののさだひこ}、三河国出身の紀行家・本草学者である菅江真澄^{すがえますみ}などにより、亀ヶ岡遺跡から土器が出土することや出土土器の絵図面が記録・紹介されている。19世紀に入ると亀ヶ岡遺跡出土品は江戸市中でも知られるようになり、滝沢馬琴などの好事家に土器や土偶が愛玩された様子が記録されている。

明治17(1884)年の蓑虫山人(土岐源吾)による調査以降、明治期には東京帝国大学理学部に所属する若林勝邦や佐藤傳蔵による発掘調査が行われ、沢根・近江野沢地区の南北低湿地からは完形の土器、土偶、石器、玉類、骨角器等が多数出土したことが報告されている。特に、佐藤傳蔵は調査地点の土層や遺物出土層位について詳細な記録を残しており、あわせて低湿地から遺物が多数出土する特殊な状況やその成因について複数の仮説を立てて検証した。佐藤は、台地上の居住地を津波が襲い、地盤の一部とともに遺物が低地に押し流されたとする説を提示したが、これは遺跡形成論の先駆けと評価できる。その後も、大正・昭和期に東京帝国大学の中谷治宇二郎、旧制弘前高等学校の小岩井兼輝、立正大学の吉田格により沢根地区低湿地の調査が重ねて実施され、低湿地遺跡としての評価が確立されていく。なお、明治20(1887)年には、現在重要文化財に指定されている大型遮光器土偶(東京国立博物館所蔵)が沢根地区低湿地から出土している。



図21 「亀ヶ岡遺跡発掘ノ景況ヲ田小屋野ヨリ望ミタル見取圖」(佐藤 1896b)

戦後になり、昭和25(1950)年には慶應義塾大学により沢根・近江野沢地区の低湿地で発掘

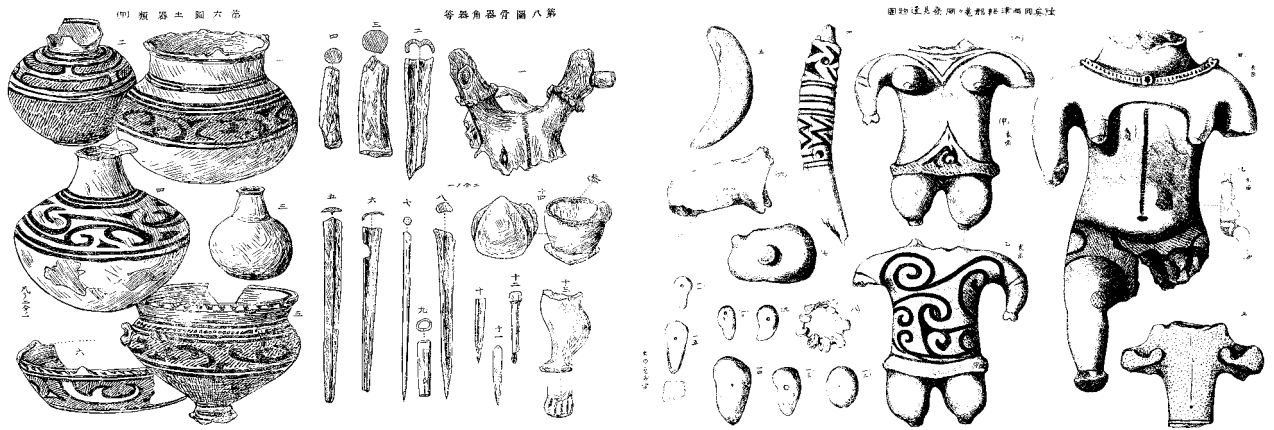


図 22 明治 29 年の佐藤傳蔵発掘調査出土遺物（佐藤 1896a）

調査が実施され、土器、土製品、石器、石製品とともに骨角器や木器、藍胎漆器が出土したことで、縄文時代晩期の物質文化の解明が進んだ。さらに慶應義塾大学の調査以降、青森県教育委員会、文部省科学研究費特定研究「古文化財」研究班、青森県立郷土館、弘前大学により低湿地とその周辺域を対象とした古環境調査が継続的に実施され、長期間に及ぶ遺跡周辺の環境変遷が明らかにされた。

明治期以降、南北低湿地の発掘調査が繰り返し実施され、漆塗り土器や遮光器土偶など亀ヶ岡遺跡を代表する



写真6 亀ヶ岡遺跡から出土した遮光器土偶
（重要文化財 所蔵 東京国立博物館 出典：
ColBase (<https://colbase.nich.go.jp/>)



写真7 沢根地区の調査風景



写真8 沢根地区から出土した土器
（写真7・8提供 青森県立郷土館）



写真9 亀ヶ岡遺跡から出土した藍胎漆器

遺物のほとんどがこの地区から出土したことから、本遺跡は東北地方縄文時代晩期の亀ヶ岡文化を代表する遺跡として位置づけられ、その出土資料は土器編年研究や地域性に関する研究において基準資料としての役割を果たしてきた。

低湿地における出土遺物の内容解明や遺物包含層の形成要因に関する議論が進んだ一方、南北低湿地に挟まれた亀山丘陵における遺物包含層や遺構群の内容については長らく不明なままであったが、昭和 57（1982）年の青森県立郷土館による丘陵南縁部の発掘調査の結果、縄文時代晩期の土坑墓群が多数検出され、土坑墓の構造や副葬品の内容が明らかとなった。

その後、昭和 19 年史跡指定地の西側隣接地において宅地化や農地化が進行し、さらには史跡地内を通過する市道部分への水道管敷設計画等が生じたことから、つがる市教育委員会では各種開発に適切に対応するための情報収集を目的として、平成 20～22・26～29 年に周知の埋蔵文化財包蔵地内外で範囲内容確認調査を実施した。この調査の結果、縄文時代前期末葉～中期初頭のフラスコ状土坑群、中期中葉の竪穴建物跡、後期初頭～前葉のフラスコ状土坑および土坑・ピット群、晩期前葉～中葉の竪穴建物跡や土坑墓群とともに中期中葉・後期初頭～前葉の遺物包含層の広がりが確認され、令和 2 年の追加指定に至った。特に、丘陵の北西端部で竪穴建物跡が 1 棟検出されたことにより、同時期の居住域は依然不明瞭ながら、その可能性を窺うことができた。

昭和 19 年史跡指定地内でも平成 25 年に井戸掘削に伴う現状変更判断のための試掘調査が実施されたほか、平成 25・29 年には昭和 19 年史跡指定地南側と北側の未調査地区において、内容確認調査が実施された。この調査の結果、前期から中期にかけてのフラスコ状土坑群や竪穴建物跡、晩期の竪穴状遺構や土坑墓群、埋設土器、遺物包含層が確認されている。令和 3 年には、史跡整備に向けた追加情報の収集を目的とした内容確認調査を実施し、丘陵南縁部において晩期の土坑墓が新たに検出されて墓域の広がりがより明瞭に把握されている。



写真 10 縄文時代晩期の竪穴建物跡

③ 縄文時代前期から弥生時代前期にかけての集落変遷

これまでの調査を総合した結果、亀ヶ岡石器時代遺跡は縄文時代晩期を主要な年代としながらも、縄文時代前期～弥生時代前期にかけての長期間に及ぶ複合遺跡であることが判明した。

前期末葉～中期初頭にかけては多数のフラスコ状土坑群、中期中葉頃には竪穴建物跡が丘陵北部で検出された。

後期初頭～前葉にはフラスコ状土坑や土坑・ピット群が丘陵西側の広範囲で検出され、その周辺斜面地では同時期の遺物包含層が形成された。

晩期に入ると、南北低湿地と亀山丘陵の広範囲で遺構・遺物包含層が確認された。特に丘陵の北縁部と南縁部には多数の土坑墓群が検出されたことから、この時期に広範囲の墓域が形成されたと考えられる。土坑墓から出土した遺物の年代や炭化物の放射性炭素年代測定から、土坑墓群は主に晩期前葉から中葉にかけて形成されたことが分かった。この時期には丘陵に面し

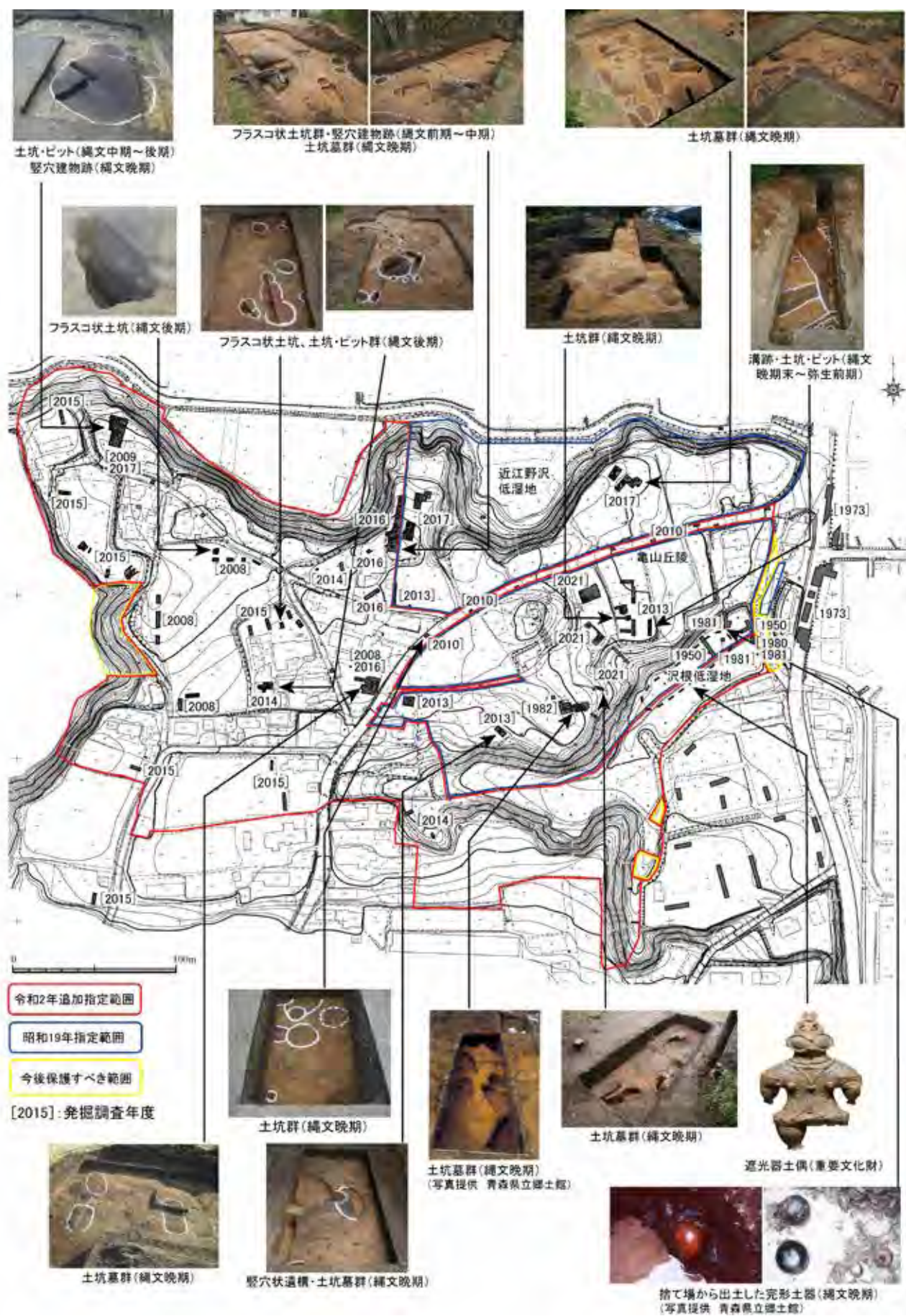
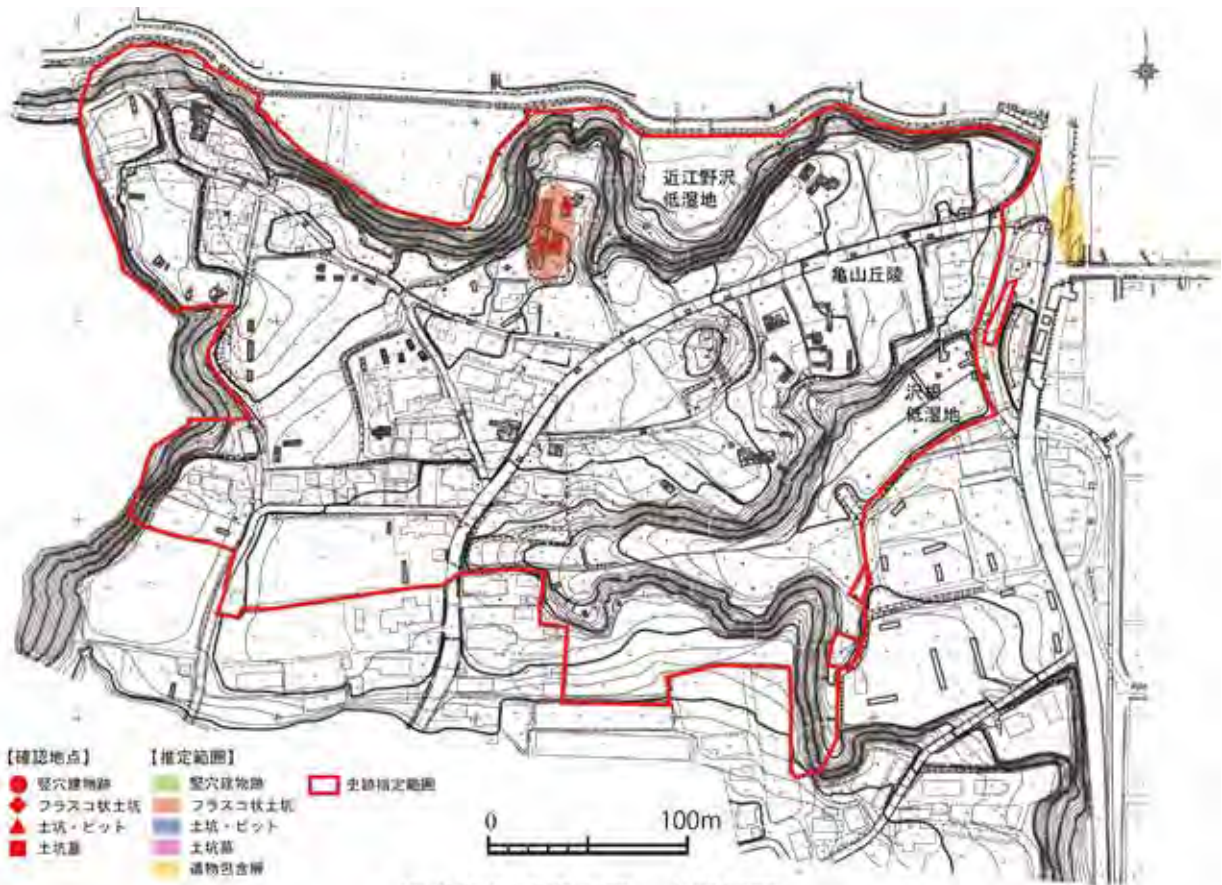
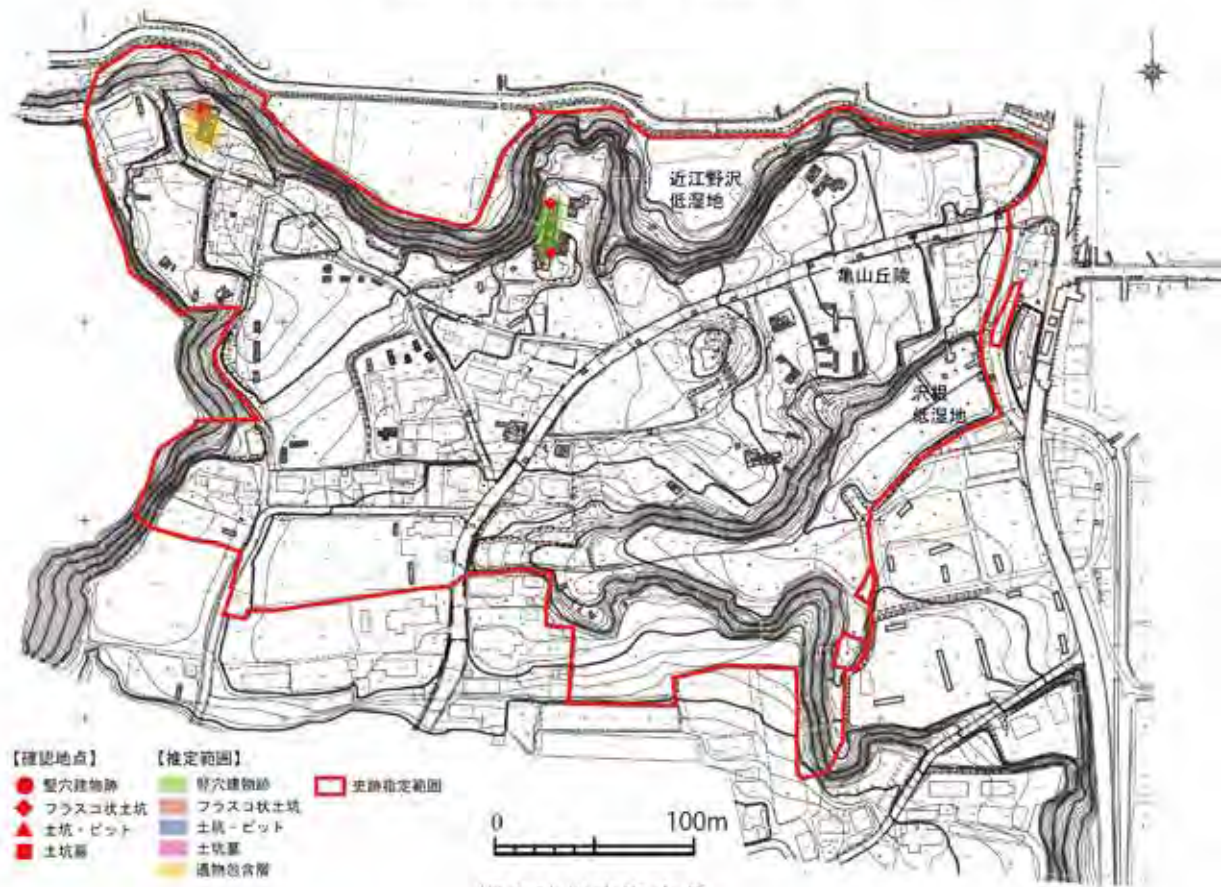


図 23 亀ヶ岡石器時代遺跡調査成果概要図

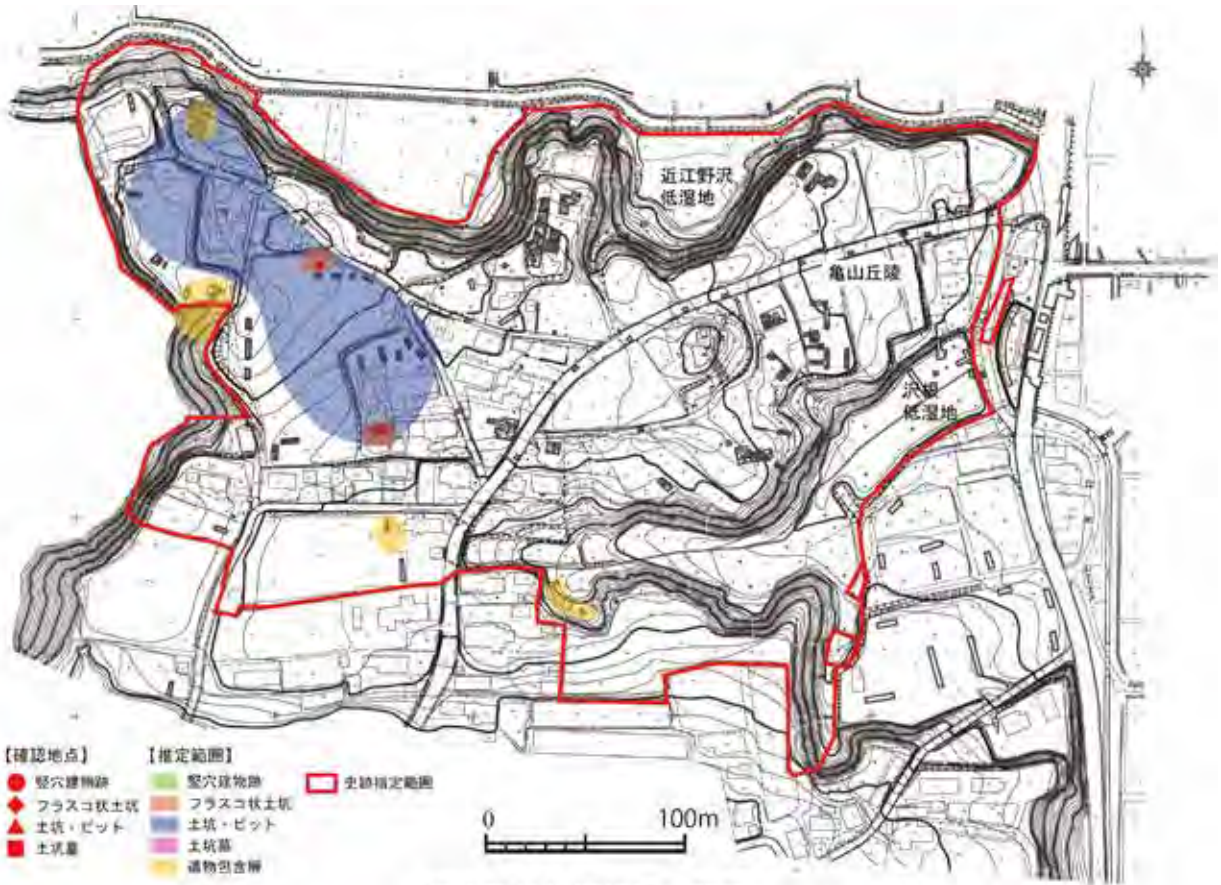


縄文時代前期末葉～中期初頭

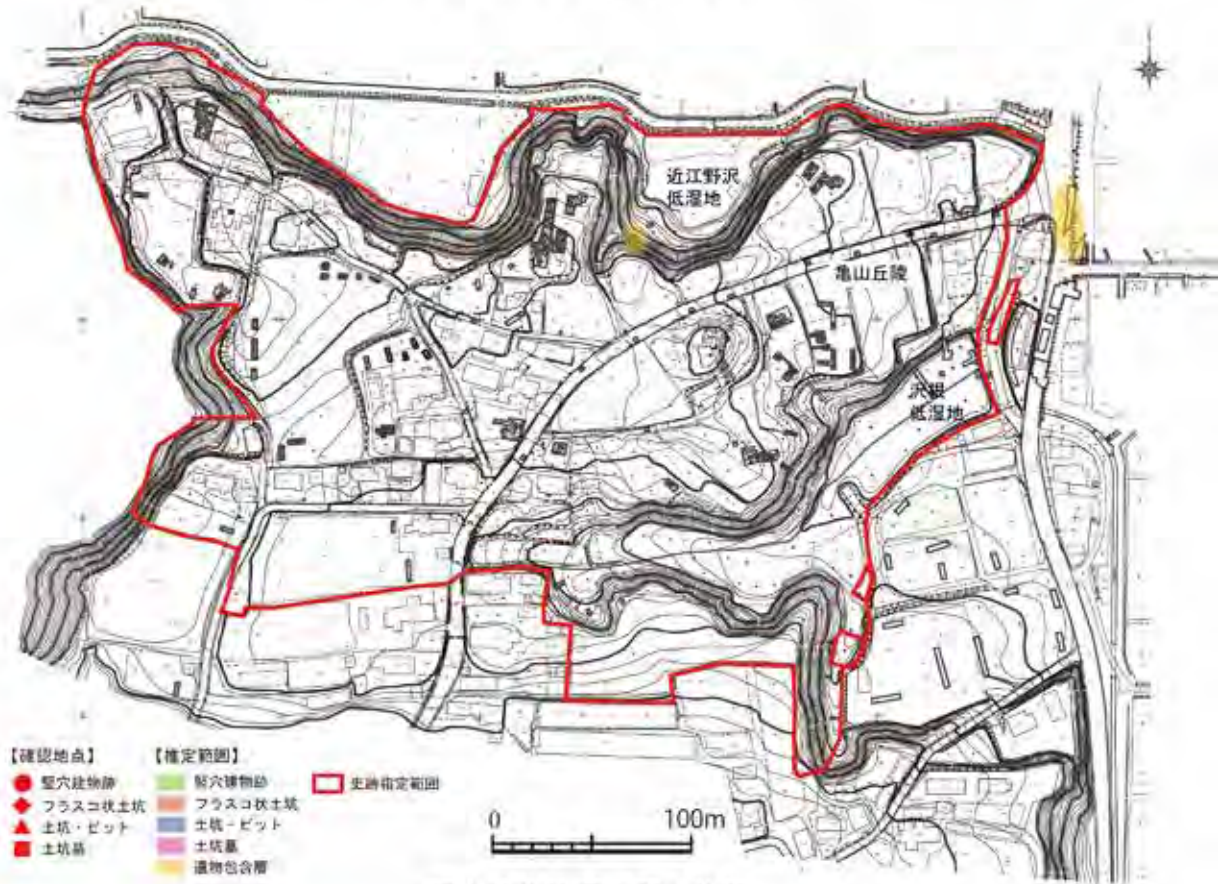


縄文時代中期中葉

図 24 亀ヶ岡石器時代遺跡の時期別遺構分布図①



縄文時代後期初頭～前葉



縄文時代後期中葉～後葉

図 25 亀ヶ岡石器時代遺跡の時期別遺構分布図②

のロームマウンドと底部の壁溝が検出された。土坑墓からは、副葬品と考えられる玉類、壺形土器、土偶、石鏃、石匙、籃胎漆器が出土しているが、副葬品を伴う土坑墓の割合は20%程度と低い。土坑墓底面からは赤色顔料も検出され、X線回折分析の結果、ベンガラや水銀朱が散布されたと推定される。1基の土坑墓から出土する緑色凝灰岩製の玉類は最多で120点を数えるが、こうした多数の出土は希少な例といえる。この多数の玉類は、埋葬儀礼の際に被葬者に散布されたと考えられる。墓域には、内部から赤色顔料が検出された埋設土器も1基確認され、土器棺墓と推定される。



写真 13 土坑墓から出土した玉類

⑤ 縄文時代晩期の遺物の特徴

「② 調査研究の歴史」でも触れたように、亀ヶ岡石器時代遺跡は土器・土偶の出土地として江戸時代より著名であり、これまでに漆塗り土器、遮光器土偶、石器、玉類等の石製品、骨角器、籃胎漆器、木製品といった縄文時代晩期の各種遺物が出土している。重要文化財に指定されている遮光器土偶など亀ヶ岡石器時代遺跡を代表する遺物のほとんどは、沢根・近江野沢地区の南北低湿地から出土しているが、こうした遺物は保存状態も良く、亀ヶ岡文化の基準資料として重要な位置を占めている。

遺跡内で製作された玉類の原材料となる緑色凝灰岩の小原石や、出来島産黒曜石の原石・剥片類が多量に出土することから、生活資源の日常的な入手範囲が、遺跡から4kmほど離れた津軽半島西海岸付近まで広がっていたと考えられる。また、遺跡内からは北海道系と考えられる晩期前葉頃の刺突文土器や爪形文土器、晩期中葉頃の聖山式土器が出土することから、日常的な生活圏を越えた北海道南部地域との交流も窺われる。

⑥ 縄文時代晩期の生業

動物遺存体の分析から、シカ・イノシシなどの陸獣、アホウドリ・ガン類などの大型水鳥類が主な狩猟対象であり、遺跡付近の淡水～汽水域での貝類・魚類等の動物資源の入手は低調であったことが判明した。その一方で、アシカ類・オットセイといった海獣骨や開窩式離頭銛^{かいかしきりとうもり}、逆刺^{かえり}のついた銛が出土していることから、津軽半島西海岸での海獣狩猟も推定される。

⑦ 縄文時代晩期の植生

低湿地における花粉分析の結果、縄文時代晩期に入ると台地斜面下部を中心にトチノキが増加し、クリと混生していたことが判明した。このことから、晩期に植生の改変や有用植物の管理が進んだ可能性が考えられる。亀ヶ岡石器時代遺跡では、晩期中葉から後葉にかけて漆塗り土器や籃胎漆器が盛んに製作されるようになるが、漆漉し布の出土から、土器や籃胎漆器に塗布された漆も遺跡周辺で採取された可能性が考えられる。

⑧ 縄文時代晩期の亀ヶ岡石器時代遺跡の評価

亀ヶ岡石器時代遺跡は津軽地域に数少ない、縄文時代から弥生時代の長期間に及ぶ拠点的な

遺跡と位置づけることができる。さらには、北海道南部から北東北における他遺跡との比較から、土坑墓の形状や構造、長軸方向、副葬品の内容、墓域と居住域あるいは捨て場との位置関係、土器棺墓との量的関係といった多くの点で、亀ヶ岡文化圏における墓域を主体とした遺跡の特徴をよく示した遺跡であると考えられる。これまでに検出された120基程度という土坑墓数からも、亀ヶ岡石器時代遺跡は縄文時代晩期の亀ヶ岡文化圏における共同墓地的性格を有する遺跡の代表例であり、当時の葬墓制や社会のあり方を考察する上で欠かすことのできない貴重な遺跡である。

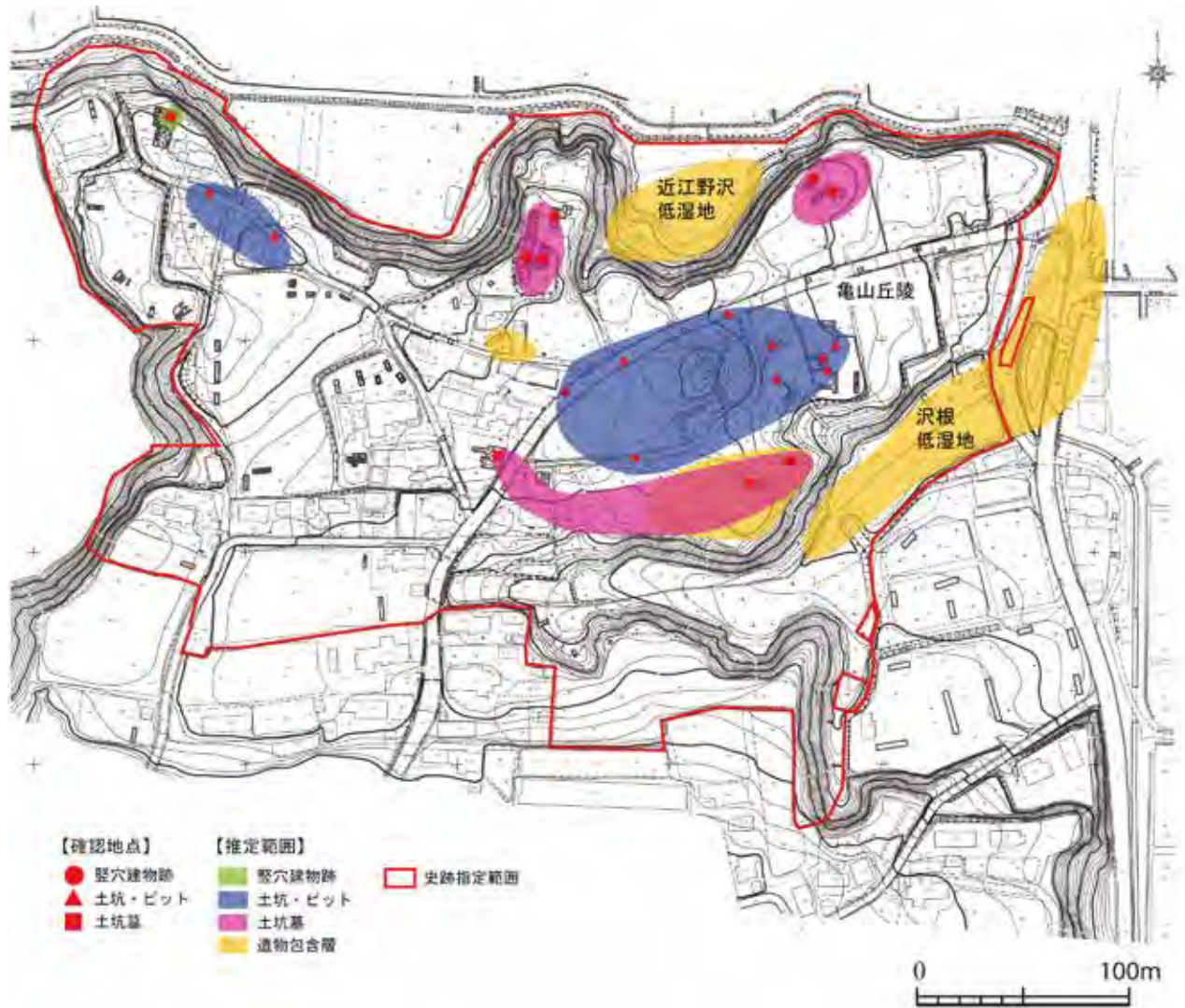


図 28 亀ヶ岡石器時代遺跡遺構分布図（縄文時代晩期）

(2) 田小屋野貝塚の調査成果

① 遺跡の立地

田小屋野貝塚は、亀ヶ岡石器時代遺跡と同じく、屏風山砂丘地の東縁部に位置する。西から東に向かって突き出した標高 10～15 m の丘陵平坦面から緩斜面上に立地する。遺跡の範囲は東西 1.4 km、南北 0.4 km ほどで、その南東部が史跡に指定されている。なお、田小屋野貝塚の集落が発展した縄文時代前期～中期には、地球環境の温暖化に起因して海が陸域に広がり、遺跡の位置する丘陵東側の平野部には古十三湖が広がっていた。



写真 14 田小屋野貝塚全景（南東から）

② 調査研究の歴史

明治 29（1896）年の亀ヶ岡遺跡調査時に、東京帝国大学の佐藤傳蔵による調査が実施され、黒色土層下のローム層中から多量の土器片が出土したことが報告された。なお、土器片等を含むローム層と報告された層については、山内清男により遺物包含層の間層である可能性が指摘され、後の「盛土遺構」の理解へつながっていく。大正 14（1925）年には山内清男による踏査、昭和 3（1928）年には中谷治宇二郎による発掘調査が行われ、円筒土器が出土する遺跡として理解が進んだ。昭和 19 年の史跡指定理由に「臺地ニ蜆貝ヲ主トセル貝塚アリ（中略）地方著名ノ遺蹟ナリ」とあることから、戦前には円筒土器の出土とともに貝層が広がることも認識されていたと考えられる。

戦後、畑地化や土取り等による遺跡破壊の進行が懸念されたことを受けて、平成 2・3 年には、青森県立郷土館により昭和 19 年史跡指定範囲の西側隣接地で発掘調査が実施された。この調査では、縄文時代前期中葉頃の深郷田式～円筒下層 a 式期の竪穴建物跡が 1 棟検出された。建物跡の覆土上部は、ヤマトシジミを主体とする混土貝層であり、貝層中からは土器、石器、骨角器、貝製品、動物遺存体等の豊富な遺物が出土した。

青森県立郷土館の調査成果から、昭和 19 年指定の史跡地周辺における遺構・遺物の良好な遺存状況が推定されていたが、史跡内の包蔵状態は不明なままであった。このような状況下で、史跡を含む周知の埋蔵文化財包蔵地は宅地化や農地化、上水道敷設計画が進行し、さらには遺跡周辺部で土砂採取が実施されていたことから、つがる市教育委員会では、昭和 19 年指定の史跡地周辺の埋蔵文化財包蔵地において平成 20・21・23 年に試掘調査を実施し、遺跡の包蔵状態の把握に努めた。この結果、史跡北側隣接地や西側隣接地でも縄文時代前期から中期にかけての遺構群が確認された。

あわせて貝層・遺構分布状況の確認を目的とした調査を平成 24～26 年にかけて実施し、昭和 19 年の史跡指定地内外において貝塚が点在することも判明した。さらに、史跡内の竪穴建物跡の覆土中に前期中葉頃と中期初頭頃



写真 15 青森県立郷土館による竪穴建物跡調査

の上下2層の貝層が確認されたことから、貝層が円筒土器文化期に断続的に形成されたことも明らかになった。

史跡内とその周辺には竪穴建物跡、土坑墓、フラスコ状土坑、貝層などの遺構や遺物が分布し、保存状態も良好であることが確認されたことから、平成29年の追加指定に至った。令和4年には、史跡整備に向けた追加情報の収集を目的とした内容確認調査を実施し、史跡東部において前期中葉頃の竪穴建物跡等が多数検出された。

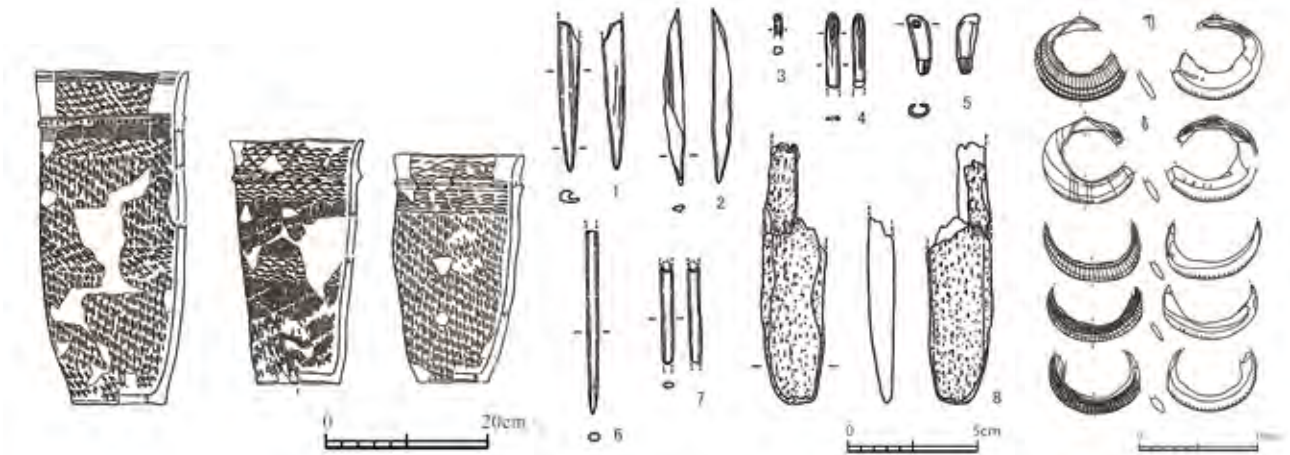


図29 出土遺物（円筒土器・骨角器・ベンケイガイ製貝輪、青森県立郷土館 1995）



写真16 竪穴建物跡内のヤマトシジミの貝層



写真17 縄文時代前期のフラスコ状土坑

③ 縄文時代前期から中期にかけての集落変遷

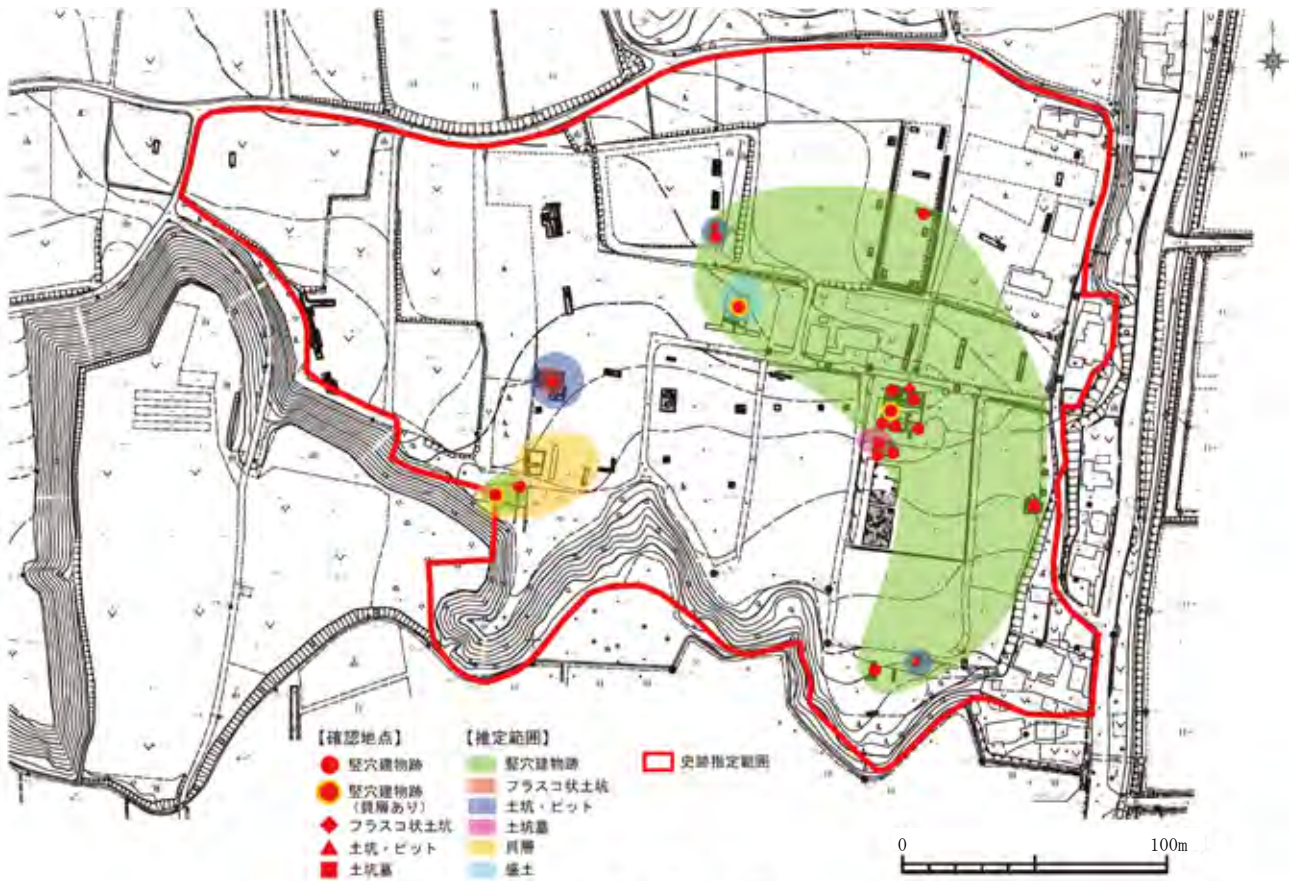
これまでの発掘調査の結果から、田小屋野貝塚の存続期間は縄文時代前期中葉から中期末葉に及び、集落の広がりや内容には変化が認められる。

史跡南東部では縄文時代前期中葉から末葉にかけての土坑墓や多数の竪穴建物跡などが検出され、主に居住域が広がっていたと考えられる。その後、前期末葉から中期中葉には

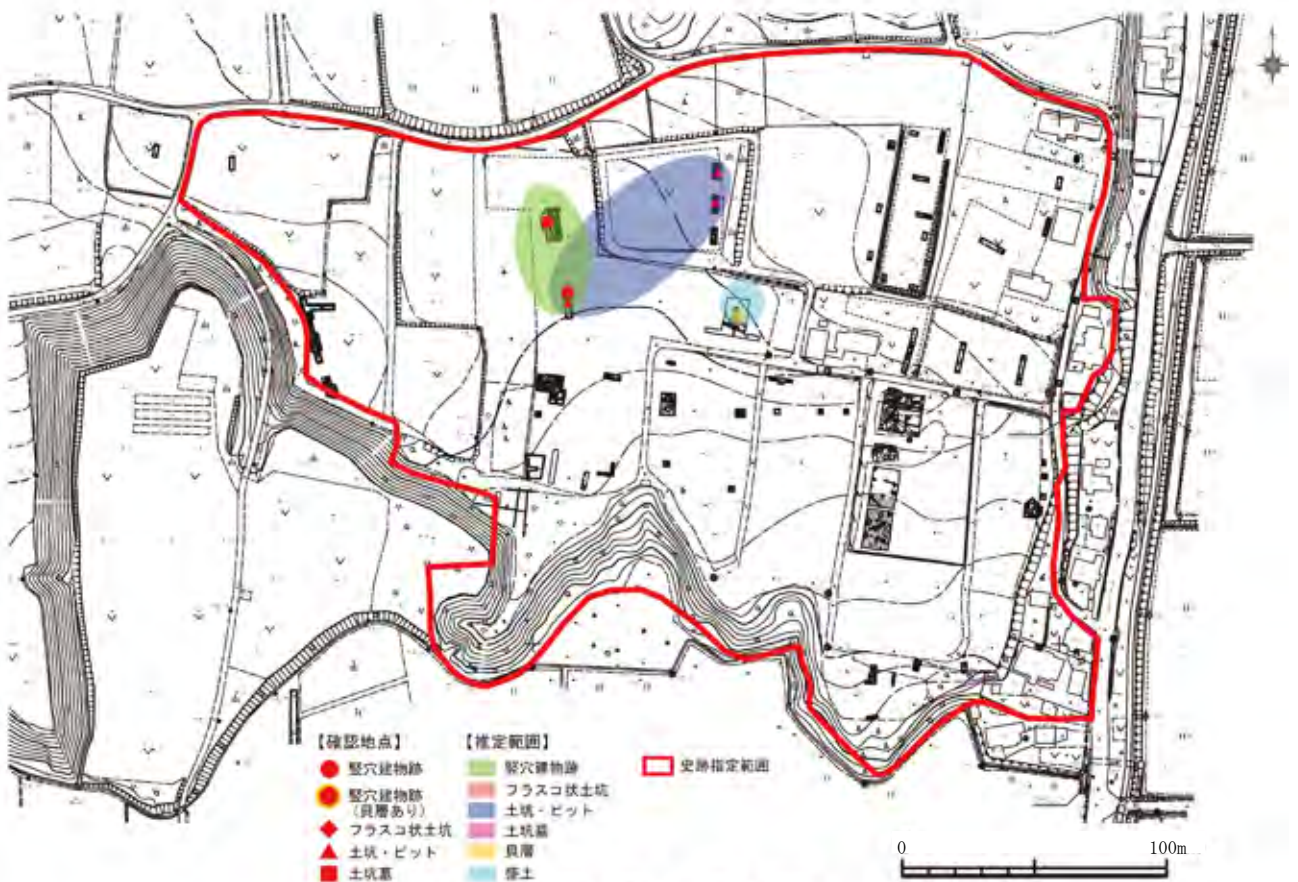


写真18 縄文時代前期の竪穴建物跡

居住域が規模を縮小して北側へと移動している。中期後葉から末葉になると、史跡西側に土坑、フラスコ状土坑、ピットを主体とする遺構群が広がり、竪穴建物跡も少数伴うことから、この時期には集落の中心が西方に移動し、その後終焉を迎えたと考えられる。

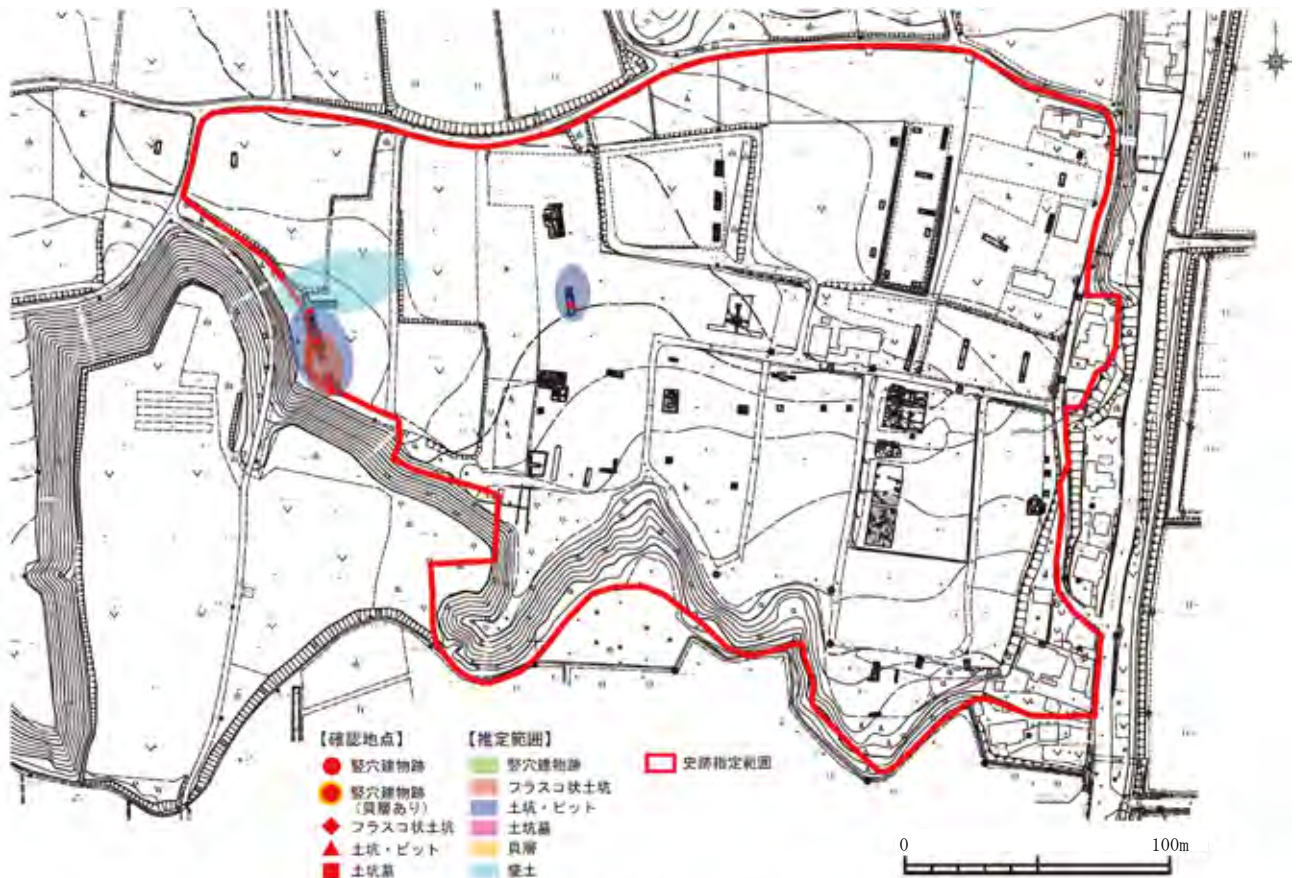


縄文時代前期中葉～末葉



縄文時代前期末葉～中期中葉

図 31 田小屋野貝塚の時期別遺構分布図①



縄文時代中期後葉～末葉

図 32 田小屋野貝塚の時期別遺構分布図②

④ 土坑墓から検出された埋葬人骨

史跡東側に広がる居住域内では土坑墓が3基まとまって検出されたが、そのうち1基は縄文時代前期中葉頃の竪穴建物跡と重複し、前期中葉の貝層下から屈葬状態の埋葬人骨1体分が検出された。津軽半島域でこの時期の埋葬人骨が確認されることは稀であり、貴重な調査事例である。死亡年齢が壮年期後半から熟年期と推定される成人女性の人骨であり、骨盤の特徴から妊娠・出産を経た可能性がある。



写真 19 土坑墓から検出された埋葬人骨

⑤ 縄文時代前期の遺物の特徴

青森県立郷土館の調査した竪穴建物跡内の貝層中から、土器、石器、骨角器、貝製品、動物遺存体が出土した。出土土器は縄文時代前期中葉の円筒下層b1式が主体である。

骨角器は、刺突具、釣針、骨針、装身具、骨匕、鯨骨製の骨べら、イルカの牙製垂飾品等14点が出土した。

ベンケイガイ製貝輪は約60点出土している。いずれも研磨されておらず、全て加工途中で破損した未成品と考えられることから、田小屋野貝塚は貝輪の製作遺跡であったことが推定さ

れる。このベンケイガイ製貝輪は、ベンケイガイが生息しないとされる北海道でも出土すること、さらには本貝塚から北海道産の黒曜石が出土していることから、北海道との交流・交易の可能性も指摘されている。

⑥ 縄文時代前期の生業

青森県立郷土館の調査で検出された竪穴建物跡内の貝層はヤマトシジミを主体とし、次いでイシガイが多い。この貝層中からは各種の動物遺存体が出土している。魚類ではコイ科とサバ科、鳥類ではガン・カモ類、哺乳類ではトド、アシカ、イルカ類、クジラ類などの海獣類が多い。つがる市教育委員会の貝層調査でも、ノウサギやキツネなどの小型獣やクジラなどの海獣が出土する一方で、シカやイノシシなどの大型獣が欠落することが確認されている。

出土人骨の炭素窒素安定同位体比測定による食性分析結果からも、堅果類の採集や淡水～汽水水域での狩猟・漁労が推定されている。

⑦ 縄文時代前期の植生

植物遺体では、炭化したオニグルミ内果皮とクリ子葉の破片、炭化材のクリとコナラ節、サクラ属などがわずかに出土した。さらに低湿地における花粉分析の結果、クリやコナラ属コナラ亜属などが集落の周辺に分布していたことが判明した。

⑧ 縄文時代前期の田小屋野貝塚の評価

一連の調査成果から、田小屋野貝塚は日本海側で数少ない貝塚を伴う集落遺跡であり、古十三湖に面した円筒土器文化期の集落における施設配置、生業活動、骨角器・貝輪等の道具の製作活動を具体的に把握できた。縄文時代前期から中期にかけての具体的な暮らしぶりや集落変遷が明らかになったことから、田小屋野貝塚は貝塚を伴う集落遺跡として日本海側では希少であるのみならず、当該期の北東北の縄文文化を理解するうえで欠くことのできない貴重な遺跡である。

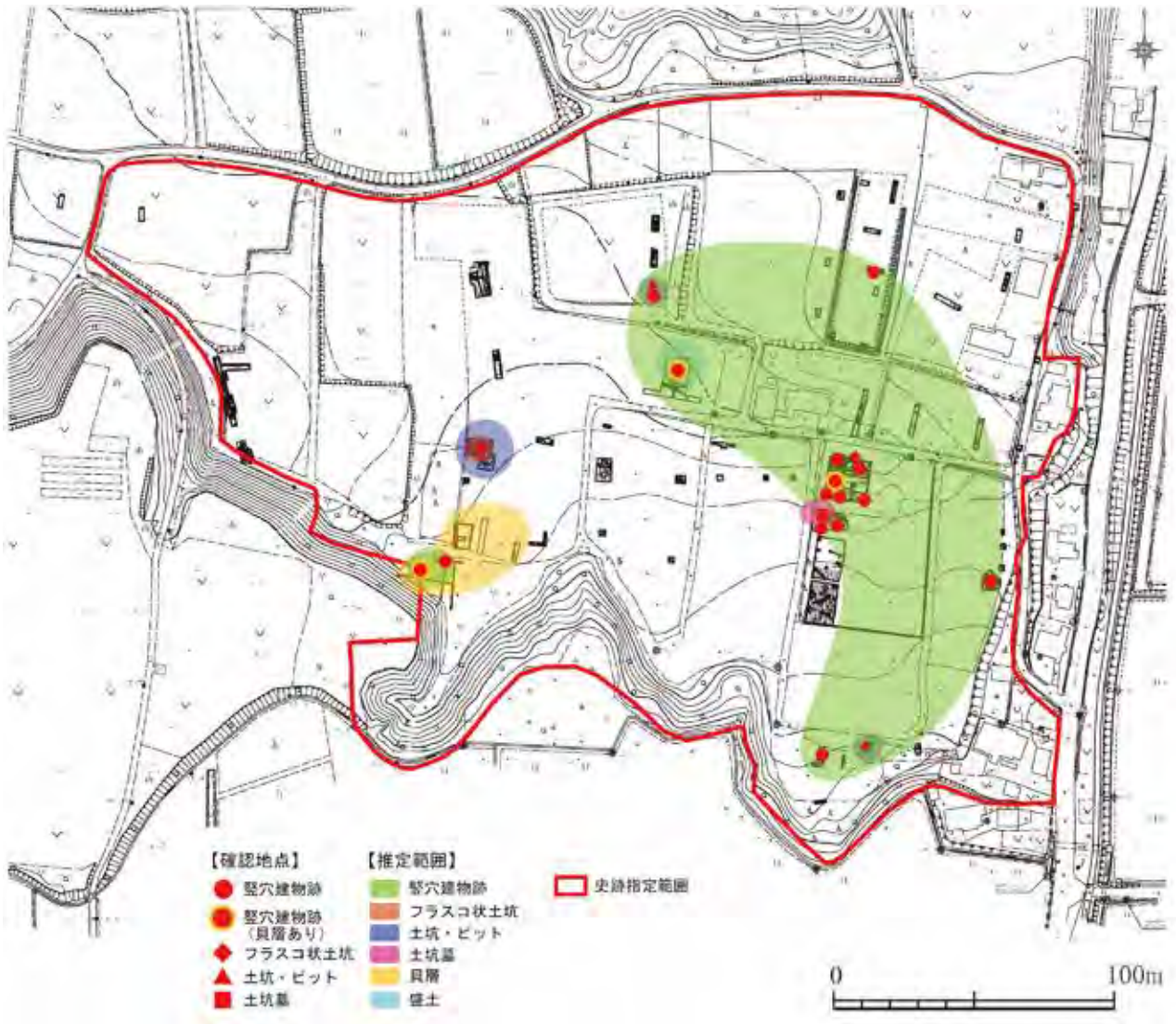


図 33 田小屋野貝塚遺構分布図（縄文時代前期）

第3節 史跡の本質的価値

本計画では亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚を対象として、整備・活用等について両史跡の一体的な方針をまとめるが、その前提となる本質的価値については、令和3年3月に策定した「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画」において以下のとおり整理している。

(1) 両史跡に関わる本質的価値

① 同様の周辺環境に適応した両史跡

両史跡は沖積低地を挟んで200 mほどの距離で南北に隣接し、屏風山砂丘地の東側縁辺部に位置する。いずれも古十三湖、屏風山砂丘地、日本海という同様の周辺環境に適応し形成された遺跡である。

② 存続期間が重複、連続する両史跡

亀ヶ岡石器時代遺跡は縄文時代晩期を主体とするが、前期から中期にかけての竪穴建物跡やフラスコ状土坑も確認されており、田小屋野貝塚とは存続期間が重複する。両史跡を通じて、縄文時代前・中期における集落の広がり、さらには屏風山砂丘地の縄文文化の変遷や環境変動への適応などを知ることができる。

(2) 亀ヶ岡石器時代遺跡の本質的価値

① 学史的に古くから知られた低湿地遺跡

- a. 沢根・近江野沢地区の南北低湿地では、地下深くの砂質粘土層中や泥炭層中から亀ヶ岡式土器や石器等が良好な状態で出土する遺跡として著名であった。
- b. 明治期以降、佐藤傳蔵、慶應義塾大学、青森県立郷土館等の発掘調査により、低湿地に良好な遺物包含層が広がることが確認された。
- c. 真福寺貝塚（埼玉県さいたま市）や是川遺跡（青森県八戸市）の組織的調査が実施される以前において、亀ヶ岡石器時代遺跡は唯一の低湿地遺跡として全国的に著名であった。
- d. 低湿地の調査で出土した土器や土偶、籃胎漆器等は質量ともに優れ、今に至るも亀ヶ岡石器時代遺跡を代表する遺物として位置づけられる。

② 古環境調査により、縄文時代の環境変遷と遺跡の関係が長期的に考察可能な遺跡

- a. 沢根・近江野沢地区の南北低湿地では、木材・種実・花粉・珪藻等の植物遺体や鳥獣骨・魚骨・昆虫等の動物遺存体が良好な状態で保存されている。
- b. 大学・博物館等の研究機関により遺跡周辺の古環境調査が継続的に実施され、縄文時代晩期を中心とする古環境データの層位的変遷や考古学的データとの対応関係について研究が進んだ。こうした研究の結果、晩期における変化が次のように提示されている。
 - ア) 低湿地の泥炭形成が阻害され、有機質粘土層が堆積したことにより乾地化が進んだ。
 - イ) 湿地の水質が富栄養化したことにより、糞食～屍食性昆虫が増加した。
 - ウ) 台地斜面下部を中心にトチノキが増加してクリと混生し、林縁に生える有用植物も確認されていることから、植物資源の管理が推定される。

③ 「亀ヶ岡式土器」や「亀ヶ岡文化」の標式遺跡であり、日本考古学の発展に大きく貢献した遺跡

- a. これまで亀ヶ岡石器時代遺跡からは、漆塗りを含む完形の土器、遮光器土偶等の各種の土製品、石器、玉類等の石製品、骨角器、籃胎漆器等の植物性遺物といった縄文時代晩期の多様な遺物が出土している。
- b. 量的に豊富で遺存状態の良好な土器や土偶は考古学史の初期から注目され、亀ヶ岡式土器の分類や編年研究、亀ヶ岡文化の地域性の研究において基準資料として活用された。

④ 重要文化財に指定された遮光器土偶をはじめ、工芸的に優れた重要資料が出土した遺跡

- a. 明治 20 年に発見され、昭和 32 年に重要文化財に指定された大型遮光器土偶は縄文文化を象徴する考古資料である。この他にも工芸的に優れた精製土器や土製品・石製品・骨角器等が亀ヶ岡遺跡からは多数出土している。
- b. 出土資料は国内外の多くの機関に所蔵され、その保存および公開活用が図られている。

⑤ 縄文時代晩期の東北地方北部から北海道南部における共同墓地の特徴や文化的一体性を良く示す遺跡

- a. 丘陵上ではこれまでに 110 基の土坑墓が確認され、今後の調査の進展により検出数のさらなる増加が見込まれる。
- b. 土坑墓群は丘陵縁辺部に重複して集中し、長軸方向等に一定の規則性が窺われた。
- c. 土坑墓のいくつかには上面のロームマウンドや底部の壁溝といった構造的特徴があり、底面付近には玉類等の副葬や赤色顔料の散布が認められた。

(3) 田小屋野貝塚の本質的価値

① 北日本の日本海側では希少かつ著名な貝塚を伴う遺跡

- a. 明治期以降の佐藤傳蔵、山内清男、中谷治宇二郎の調査によって縄文時代前期～中期の円筒土器文化期の遺跡であることが明らかになった。
- b. 地表の貝殻散布により、ヤマトシジミを主とする貝塚を伴うことが古くより知られていた。

② 骨角器類を通して当時の日常的な活動がよく窺われる遺跡

- a. 青森県立郷土館の調査では、縄文時代前期の竪穴建物跡内の貝層から土器、石器、クジラ・イルカ・アシカ等の海獣骨とともに、刺突具、釣針、装身具、骨匕、骨べら、牙製垂飾品などの骨角器が出土した。
- b. 未成品のベンケイガイ製貝輪が多数出土しており、その製作遺跡であったと考えられる。
- c. ベンケイガイ製貝輪は、その生息地外とされる北海道でも出土しており、一方で本遺跡からは北海道産黒曜石が出土していることから、北海道との交流・交易の可能性も指摘されている。

- ③ 縄文時代前期から中期にかけての集落変遷や構造が明らかとなり、貝塚の形成や貝層出土遺物と、遺跡の東側に広がる古十三湖との関係性が明らかになった。
- a. 縄文時代前期から中期にかけて、集落の広がる範囲、遺構の種類、遺構の配置が変化することが明らかになった。
 - b. 津軽平野の縄文海進について解明が進み、貝塚の主体となる汽水性のヤマトシジミが古十三湖から採取された可能性が強まった。
- ④ 埋葬人骨が土坑墓から、各種の動植物遺存体が貝層中から出土し、縄文時代前期のこの地域における生業や食生活の解明が進んだ。
- a. 出土人骨は、形質人類学的特徴から妊娠・出産歴のある成人女性と推定され、炭素窒素安定同位体比測定による食性分析から、堅果類や海生哺乳類等の摂取が推定された。
 - b. 貝層からはマイワシ、ニシン科、スズキ、タイ科、サバ属、ボラ、フナ属、コイ科、ハゼ科、サケ科等の動物遺存体が出土し、近海から沖合、内水面など様々な漁場での漁労活動が具体的に推定できるようになってきた。
 - c. 植物遺体ではオニグルミやクリ等が出土しており、集落の周辺に生育していた可能性がある。